

がんばろう日本!  
元気をとちぎから。



# 栃木県第11次鳥獣保護事業計画

「人と野生鳥獣とのよりよい関係を築くための指針」



平成 24 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 29 年 3 月 31 日まで

(平成 24 年 3 月策定)

## 栃木県

# 目 次

計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨（根拠）	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の構成	
I 目指す方向と基本的な取組	2
第1 現状と課題	2
1 人と鳥獣とのバランスの崩壊	
(1) 人と鳥獣との関係の変化	
(2) 特定計画制度等によるバランス回復のための取組	
2 捕獲担い手としての狩猟者の現状	
(1) 狩猟の再評価と県民理解	
(2) 狩猟者の減少・高齢化の進行	
(3) 安全対策	
3 保護管理の実施体制	
(1) 多様な主体の連携の必要性	
(2) 保護管理の担い手の不足	
(3) 保護管理の拠点の役割	
4 絶滅のおそれのある種の保護	
(1) 本県に生息する鳥獣の状況	
(2) 鳥獣保護区等の指定状況	
5 鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発	
(1) 感染症や放射性物質への対応	
(2) 傷病鳥獣の救護のあり方	
(3) 餌付けに対する考え方	
(4) 鳥獣の飼養の適正化	
第2 対応方針	13
1 基本的な対応方針	
2 個別課題への対応方針	
(1) 人と鳥獣のバランスの回復	
(2) 捕獲担い手としての狩猟者の確保	
(3) 保護管理の実施体制の整備	
(4) 絶滅のおそれがある種の保護	
(5) 鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発	

第3	具体的な取組の展開	16
1	特定計画制度等による対策の推進	
2	特定計画対象種以外の対策の推進	
3	狩猟・捕獲従事者の育成確保	
4	狩猟の適正化と事故防止	
5	関係主体の連携体制の構築	
6	保護管理を担う人材の育成と活用	
7	科学的保護管理の拠点機能の充実	
8	鳥獣保護区の指定等による生息環境の保護	
9	狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護	
10	感染症や放射性物質への対応	
11	適切な傷病鳥獣救護事業の展開	
12	鳥獣の飼養の適正化	
13	鳥獣への理解を深める活動の推進	

## II 事業の実施プログラム

第1	計画の期間	35
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	35
1	鳥獣保護区の指定	
2	特別保護地区の指定	
3	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定	
4	休猟区の指定	
5	鳥獣保護区の整備等	
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	43
1	鳥獣の人工増殖	
2	放鳥獣	
第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	44
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	
3	学術研究を目的とする場合	
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	
6	その他特別の事由の場合	
7	鳥獣の飼養の適正化	
8	販売禁止鳥獣等	

第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域 及び猟区に関する事項	63
1	特定猟具使用禁止区域	
2	特定猟具使用制限区域	
3	指定猟法禁止区域	
4	猟区	
第6	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	67
1	特定鳥獣保護管理計画の作成	
2	実施計画の作成	
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	68
1	基本方針	
2	鳥獣保護対策調査	
3	狩猟対策調査	
4	有害鳥獣対策調査	
第8	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	72
1	鳥獣行政担当職員	
2	鳥獣保護員	
3	保護管理の担い手の育成	
4	科学的保護管理の拠点機能の充実	
5	傷病鳥獣救護の拠点機能の充実	
6	取締り	
7	必要な財源の確保	
第9	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	76
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	
2	狩猟の適正管理	
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	
4	安易な餌付けの防止	
5	感染症や放射性物質への対応	
6	鳥獣への理解を深める活動の推進	

## 付属資料

用語解説

# 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨（根拠）

鳥獣保護事業計画は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）第4条に基づき都道府県知事が策定する、鳥獣保護事業の実施に関する5ヶ年計画です。

本県は、平成18年度に策定した「第10次鳥獣保護事業計画（H19.4～H24.3）」（以下「第10次計画」という。）に基づき、鳥獣保護に関する各種施策を推進してきました。第10次計画の終了に伴い、今後5年間の鳥獣保護行政の指針となる「第11次鳥獣保護事業計画」（以下「第11次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、本県の鳥獣の生息状況及び社会情勢を踏まえた上で、鳥獣保護法に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための指針」に即して作成し、鳥獣保護行政の基本目標とその実現に向けての具体的取組を明らかにするものです。

この計画が、市町村、県民や事業者、団体などとの協働により鳥獣の保護管理を進めていくための指針となることを期待します。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5ヶ年間です。

## 4 計画の構成

この計画は、「Ⅰ 目指す方向と基本的な取組」及び「Ⅱ 事業の実施プログラム」の二部構成です。

「Ⅰ 目指す方向と基本的な取組」では、本県における鳥獣保護管理の現状と課題及びそれを踏まえた基本的な取組を、次のとおり記載します。

第1の「現状と課題」では、第10次計画の点検や各種調査の結果を踏まえ、本県の鳥獣保護管理の現状と課題について記載します。

第2の「対応方針」では、第1の「現状と課題」を踏まえた上での基本的な対応方針と、個別課題への対応方針を記載します。

第3の「具体的な取組の展開」では、第2の「対応方針」に沿った具体的な取組について、その目指す方向と施策を記載します。

「Ⅱ 事業の実施プログラム」では、事業の内容ごとに具体的な方針やスケジュールを記載します。

# 1 目指す方向と基本的な取組

## 第1 現状と課題

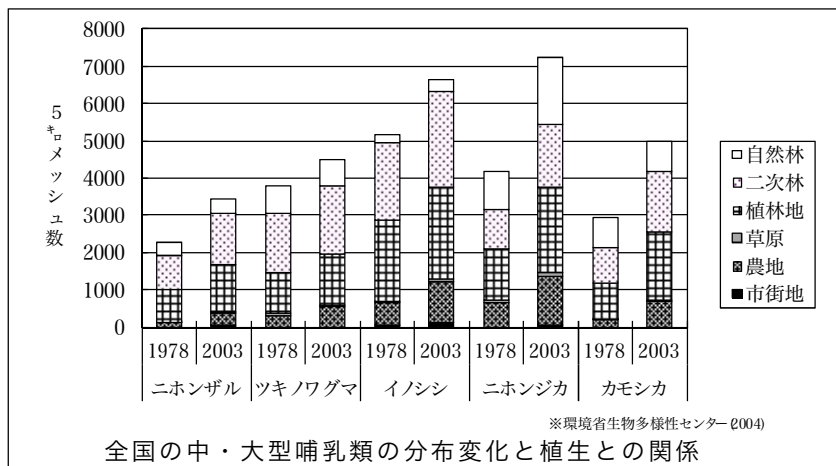
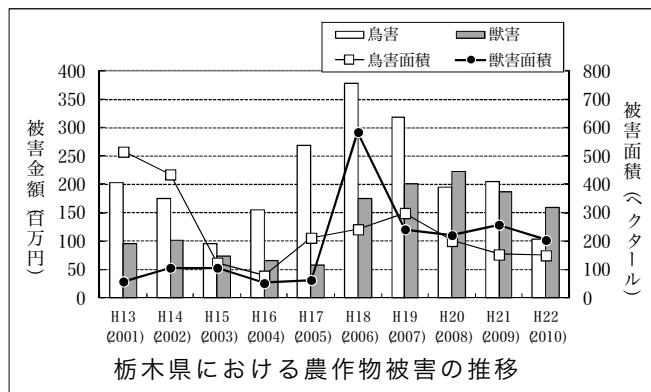
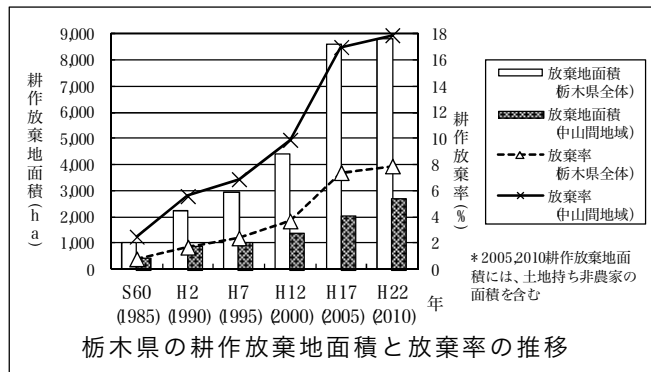
### 1 人と鳥獣とのバランスの崩壊

#### (1) 人と鳥獣との関係の変化

高度経済成長期以前の農林業が主要な産業であった時代、人と鳥獣は、里山を緩衝地帯として適度な緊張関係を維持しつつ、すみ分けを図っていたといわれています。しかし、狩猟者が減少し、中山間地域においても過疎化・高齢化や生活・生産様式の変化により人間の活動が低下してきている中、一部の鳥獣の個体数増加と生息域の拡大が進行し、農林水産業等の被害が深刻化するなど、人と鳥獣との均衡関係が崩れてきています。

「環境省第6回自然環境保全基礎調査」（環境省生物多様性センター2004）の結果から、ニ

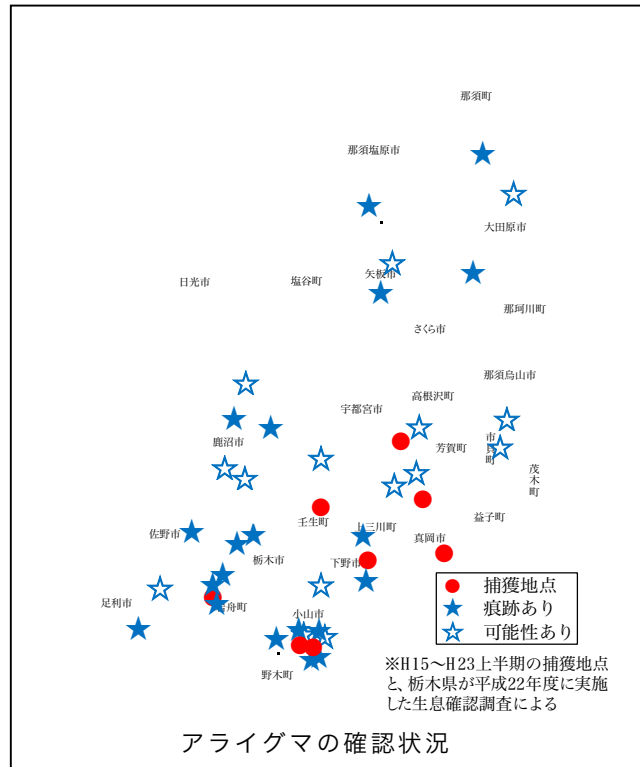
ホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどについて1978年と2003年の生息域を比べると、いずれの種においても、全国的に耕作地、植林地、二次林など人間の活動域周辺において拡大していることが判明しました。また、特にツキノワグマについては、餌の豊凶がその行動に大きく影響を与えていることが近



年明らかとなってきました。更に、魚食性のカワウは、河川改修や水質の改善、東京湾沿岸における魚類層の変化など採餌環境の変化により本県への飛来数が増加するとともに、飛来域もより内陸部の河川上流域に達するようになってきています。

これらの鳥獣に対しては、人と同じ場所での共存は困難という認識のもとに、現在行うことのできるすみ分けの方法として、特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）制度等を活用した対策を行う必要があります。

更に近年は、本来日本に生息していなかったといわれているハクビシンの分布が県内全域に及んでおり、農業被害のみならず、人家屋根裏への侵入による生活被害も発生しています。また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）において特定外来生物に指定されているアライグマが野外で確認されるようになっており、平成21年度には初めての農業被害が報告されています。近県ではアライグマの捕獲数、被害額とも増加する傾向にあるほか、生態系への影響も報告されており、本県においても早急



な対策が求められています。これら外来種等に対しては、鳥獣保護法とともに外来生物法に基づき、絶滅を視野に入れた捕獲主体の対策を行っていく必要があります。

一部の鳥獣による被害の深刻化や外来種による被害の発生については、平成22年度に策定された「生物多様性とちぎ戦略」においても、課題のひとつとしてあげられています。

## (2) 特定計画制度等によるバランス回復のための取組

鳥獣の保護管理を実施する上では、個体数の管理、生息環境の保全、被害の防止を総合的に実施する必要があります。第10次計画の期間内においては、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、カワウの特定計画等に基づき、科学的・計画的な保護管理を推進してきました。

また、個体数調整や被害防止など対策の実施主体となる市町村においては、各特定計画に基づき、地域の実情に合った地域ごとの特定鳥獣保護管理地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する体制としていました。平成20年2月からは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する

法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が施行され、各市町村で被害防止計画を策定することができるようになったため、地域計画の作成要領を改正し、被害防止計画に完全に対応できるようにしました。

一方で、市町村においては、捕獲や被害対策についての技術や装備の不足から、対策の推進が困難となることも予想され、一層の技術の普及や管理体制の整備を行う必要があります。

特定鳥獣保護管理計画等の実施状況

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24～
鳥獣保護事業計画	第10次					第11次
ニホンジカ保護管理計画	四期計画					五期計画
ニホンザル保護管理計画	二期計画					三期計画
ツキノワグマ保護管理計画	一期計画			二期計画		
イノシシ保護管理計画	一期計画			二期計画		
カワウ保護管理指針	保護管理指針					

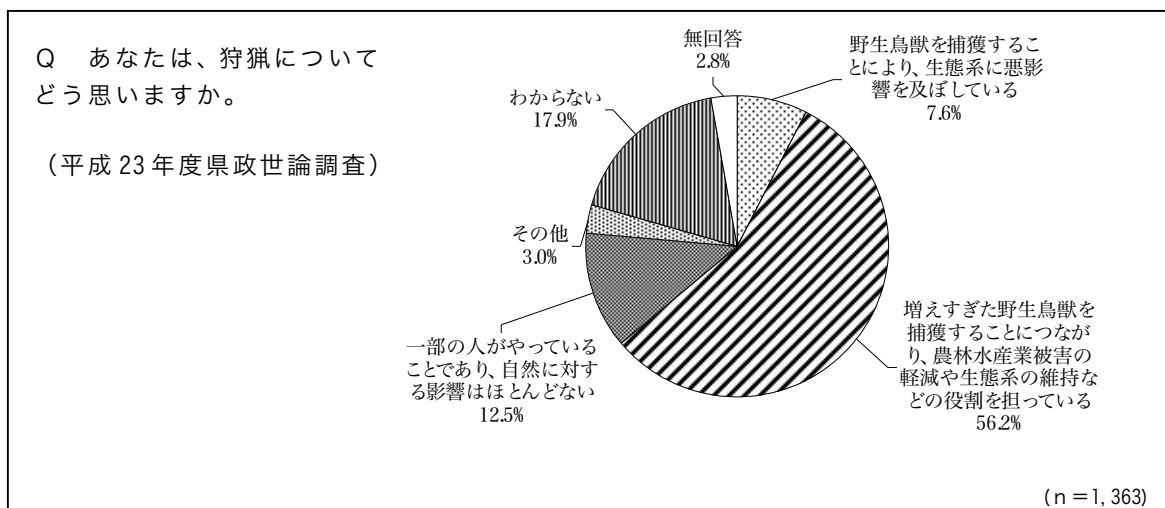
【現状と課題のポイント】

一部の鳥獣による人間とのあつれき（被害）が生じているため、科学的・計画的な保護管理計画等により、総合的に対応していく必要があります。

## 2 捕獲担い手としての狩猟者の現状

### (1) 狩猟の再評価と県民理解

狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、増えすぎた鳥獣の個体数を抑制する手段として、鳥獣による農林水産業や生態系への被害の未然防止に大きな役割を果たしています。また狩猟者は、有害鳥獣の捕獲を目的とする許可による捕獲の従事者や、鳥獣の捕獲情報や目撃情報の提供者として、鳥獣の保護管理に大きく貢献しています。狩猟者団体や自然保護団体、研究者等で組織された「狩猟と環境を考える円卓会議」では、このような狩猟と狩猟者の役割が今後ますます大きくなることから、社会や国民の理解を深める取組や、新たな





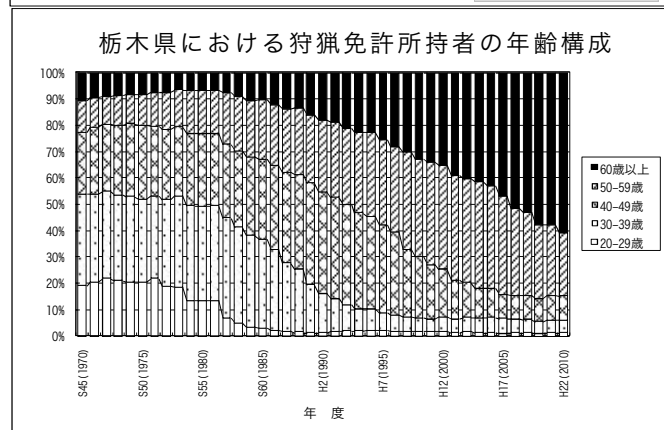
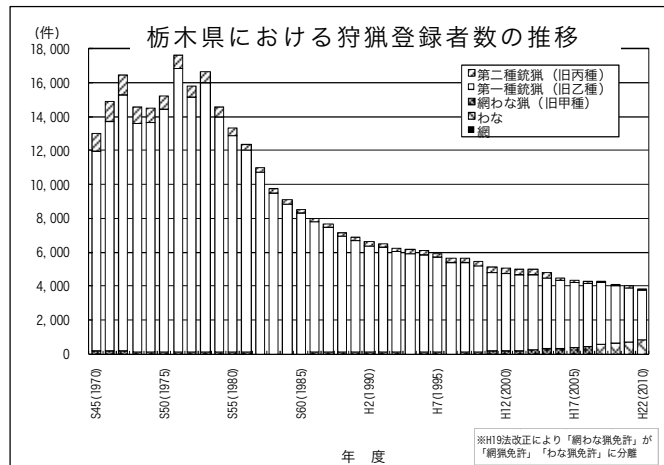
参入者を確保する取組が重要であるとしています（狩猟と環境を考える円卓会議2011）。

平成 23 年度に実施した県政世論調査の結果によると、半数以上の人々が狩猟者の社会的役割について理解していましたが、生態系に対して悪影響を及ぼしている、自然に対する影響はほとんどない、わからないという回答も3割程度あり、狩猟に対する県民の正しい理解を更に進める取組が必要となっています。

## (2) 狩猟者の減少・高齢化の進行

狩猟免許所持者数は年々減少傾向にあり、最も多かった昭和 50 年代に比べ4分の1程度となっています。同時に高齢化も進行しており、狩猟免許所持者に占める 50 歳以上の人の割合は、8割を超えています。一方、狩猟免許所持者のうち、わな猟免許所持者については、農林業者が被害防止を目的として自らイノシシの捕獲をするために免許を取得する例が増加しています。

このような状況を踏まえ、第 10 次計画期間には、狩猟免許試験の休日開催や、狩猟の意義と狩猟免許取得方法を講義する狩猟免許出前講座の開催など狩猟者数の減少抑制対策を行ってきました。しかしながら、減少傾向は依然として続いていることから、県民の狩猟に対する理解を深めるための普及啓発を行うことも含めて、より一層の狩猟者の確保対策が求められています。また、狩猟免許取得者に対するわな等の捕獲技術講習会などを充実するとともに、有害鳥獣捕獲の従事者要件の見直しなどについても検討していく必要があります。



## (3) 安全対策

狩猟や許可による捕獲は、銃器等猟具の取扱いを間違えば事故や錯誤捕獲が発生することもあり得ることから、第 10 次計画期間においては、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守を、免許更新時の講習やわな猟初心者研修会等において狩猟者に周知してきました。

また、特定猟具（銃器）使用禁止区域を適切に配置してきた結果、県土面積に

占める割合は、第9次計画終了時より0.2ポイント拡大して18.8%となりました。今後も市街地の拡大傾向が認められることから、引き続き狩猟を制限する区域のあり方を点検し、適切に配置していく必要があります。

特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定状況

区 分	第9次計画終了時	第10次計画目標	第10次計画終了時
指定箇所数	212箇所	211箇所	221箇所
指定面積	119,477ha	116,672ha	120,234ha
県土面積に占める割合	18.6%	18.2%	18.8%

**【現状と課題のポイント】**

狩猟者の鳥獣の保護管理に果たす役割が増大している一方、減少・高齢化が進行しているため、その育成・確保を図る必要があります。

### 3 保護管理の実施体制

(1) 多様な主体の連携の必要性

鳥獣の保護管理を推進するためには、個体数の管理だけでなく生息環境の保全、被害の防止対策など総合的な対策が求められます。このため、対策の企画、実施、評価の各段階において様々な主体の参画が必要となります。

県においては、個体数管理、生息環境の保全、林業・生態系被害防止対策を所管する環境森林部と、農業・水産業被害防止対策を所管する農政部が連携していく必要があります。

市町村においては、地方分権の流れの中、効率的な鳥獣保護行政を推進するため、鳥獣捕獲の許可等に係る事務について、知事の権限が移譲されています。また、鳥獣被害防止特措法が成立し、市町村が農林水産業被害対策の中心となって取り組む体制が整備されました。これらのことにより、保護管理の実施における市町村の役割がますます大きくなっています。

地域において対策を実施する上では、単年度事業による断片的な取組ではなく、住民の理解と協力のもと、地域ぐるみでの継続的な取組としていく必要があります。また、過疎化、高齢化の進んだ集落では、対策の担い手自体が不足している状況にある一方、都市住民の中には社会貢献の一環として農村の環境整備に従事したいと考える人が増えてきており、これらの人材を求められている現場に派遣する仕組みが必要となっています。

これらの状況に対応するためには、鳥獣保護管理に関わる行政機関、県民、民間団体等関係主体の役割を明確に定めるとともに、連携体制を構築する必要があります。

(2) 保護管理の担い手の不足

人と鳥獣のあつれきが増大している中、これに関わる鳥獣保護員を含む行政担当者、個体数管理の担い手となる狩猟者、地域住民に被害防止対策を普及する指

導者等の人材の確保が必要となっています。

このうち、対策指導者については、平成 18 年度に「野生鳥獣保護管理指導者養成事業」を創設し、地域の相談役となる指導者の養成を県独自で始めました。その後、平成 21 年度に、県と宇都宮大学が共同で提案した「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」が文部科学省の科学技術振興調整費に採択され、官学連携事業として指導者の養成を継続しています。今後も養成事業を続けていくとともに、研修を終了した指導者の活動の場の確保や活動に対する支援を行っていく必要があります。

鳥獣保護員については、平成 23 年度時点で県内に 30 名配置しており、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締りや指導、鳥獣に関する調査など県が実施する鳥獣保護事業に関する業務の一部を担っています。しかし、近年では、鳥獣の保護管理に関する普及啓発や助言、指導も含めた広範な分野での活動が求められているため、今後は鳥獣保護員に対する研修制度等の充実を図る必要があります。

### (3) 保護管理の拠点の役割

第 10 次計画においては、栃木県県民の森管理事務所を科学的な保護管理を支える拠点と位置付け、特定計画におけるモニタリングやツキノワグマの学習放獣、保護管理の指導者の養成のための研修支援等の業務を行ってきました。

しかしながら、特定計画の対象がニホンジカ 1 種からニホンザル、ツキノワグマ、イノシシを加えた 4 種に増えているほか、新たにアライグマに関するモニタリングが必要となるなど、調査・分析や研修業務が増大していることから、科学的保護管理の拠点として、機能の一層の充実が求められています。

#### 【現状と課題のポイント】

鳥獣の保護管理を推進するためには、保護管理の企画、実施、評価のそれぞれの段階において、関係主体の連携体制の構築と役割の明確化を図るとともに、保護管理を担う人材の育成、保護管理拠点機能の充実を図る必要があります。

## 4 絶滅のおそれのある種の保護

### (1) 本県に生息する鳥獣の状況

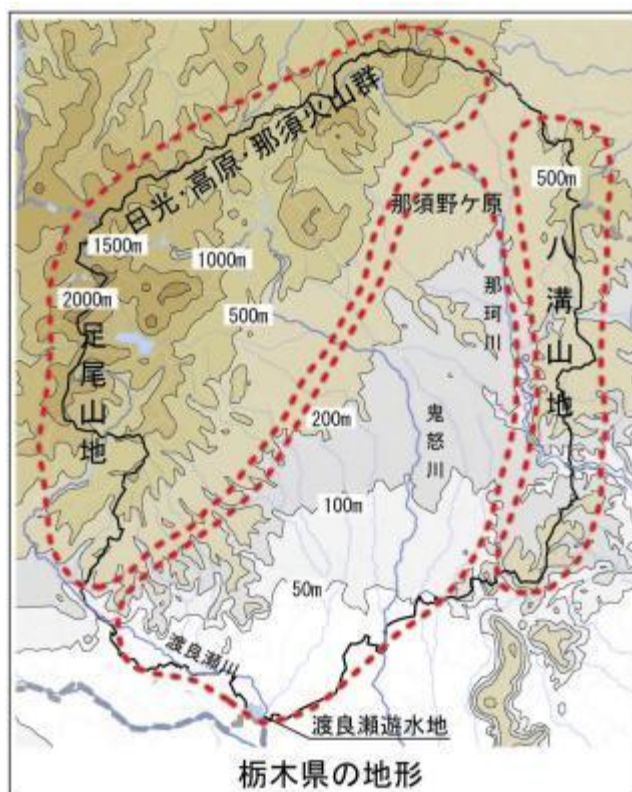
本県の土地利用は、森林が占める割合が 55% であり、そのほか農地が 20%、水面・河川・水路が合わせて 5% となっています。

植生は、標高 0 m に近い平野部から 2,500m を超す山岳地帯にかけて、低地帯から高山帯にいたる幅広い植物の垂直分布となっており、鳥獣に多様な生息環境を提供しています。

鳥獣の生息概況からみた地域区分

区 分	北部から南西部の山岳地帯	東部の低山帯	平野部
対象地域	日光・高原・那須火山群及び足尾山地周辺	八溝山地周辺	那須野ヶ原から続く中央部、南部の平野部
大型哺乳類の生息状況	ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ	イノシシ	一部地域にイノシシ
地域を特徴付ける鳥獣の生息概況	広い生息区域を必要とする大型哺乳類や鳥類の生息地	低山性の夏鳥の生息地	河川環境を好む鳥類の生息地

本県を大型哺乳類の生息状況などから3地域に大別して、それぞれの地域を特徴づけると、北部から南西部にかけての日光・高原・那須火山群及び足尾山地からなる標高差が大きい山岳地帯では、ツキノワグマやクマタカ、イヌワシなど、広い生息区域を必要とする大型哺乳類や鳥類の生息地となっているほか、カグヤコウモリなどの希少種が生息しています。一方、日光地域ではニホンジカの個体数が増加し、その食害によって、シラネアオイをはじめとする高山植物の激減、ウラジロモミなどの樹木の枯死など、自然植生の衰退が発生しており、この影響は昆虫や他の鳥獣にも及んでいるといわれています。



ほぼ標高 500m以下のなだらかな東部の八溝山地周辺では、大型哺乳類はイノシシしか生息していませんが、ホオジロやサシバなど低山性の鳥類の生息地となっています。

那須野ヶ原から続く県中央部や南部の那珂川、鬼怒川、渡良瀬川沿岸の平野部では、キツネやタヌキなど中型哺乳類の生息環境が保たれているほか、平地林や農耕地にすむ小鳥類及び河川環境を好むチュウサギなどのサギ類、チョウゲンボウの生息地となっています。

なお、那須野ヶ原は全国有数のオオタカの生息地となっており、また、渡良瀬遊水地は水鳥だけでなく、チュウヒ、ハイイロチュウヒなど猛禽類の越冬地にもなっています。

県では平成 16 年度に栃木県版レッドリストを策定し、保護上注目すべき地形・地質・野生動植物を明らかにしました。その後、平成 22 年度にリストの見直しを行い、改訂版のレッドリストを策定しました。改訂版レッドリストによると、

本県に生息しているか生息していたとされる鳥類 293 種、哺乳類 51 種のうち、それぞれ 67 種 (23%)、30 種 (59%) が保護上注目すべき種として選定されています。選定理由の主なものとしては、「生息環境の悪化」や「種の局地的な分布」であり、今後、選定種の生息環境保全の取組が必要となります。

また、栃木県版レッドリストでは、国のレッドリストの対象となっていないタマシギなどが本県では絶滅危惧Ⅰ類として区分されている一方、国のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類に区分されているサンショウクイが準絶滅危惧となっているなど、本県の特徴が反映されたものとなっています。特に、狩猟鳥獣に指定されているヤマシギ、アナグマなどが、それぞれ準絶滅危惧、要注目に区分されており、これらの鳥獣を保護するために狩猟禁止措置等の検討が必要となります (アナグマについては狩猟禁止措置済み)。



## (2) 鳥獣保護区等の指定状況

第 10 次計画では、アンブレラ種や栃木県版レッドリスト掲載種の生息環境を保全することを通じて、地域の生物多様性を確保するため、「大佐飛山鳥獣保護区」の区域拡大や「砂ヶ原鳥獣保護区」の新規指定を進めてきました。

その一方では、渡り鳥の集団渡来地の保護区として計画していた渡良瀬遊水地については、関係者の合意が得られた時点で新規指定することとしていましたが、ラムサール条約湿地登録に必要な国指定鳥獣保護区の指定を目指す動きがあったため、県の指定を見送っています。また、ニホンジカやイノシシなど特定の鳥獣による生態系や農林業被害を軽減するため、鳥獣保護区を一時的に解除し、特定の鳥獣のみ捕獲が可能な狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行したことにより、県土面積に占める鳥獣保護区の割合は、第 9 次の終了時点より 0.7 ポイント減少して 12.2%となりました。

近年、野生鳥獣による農林水産業被害を理由に地域住民の合意が得られにくい状況になっていることから、鳥獣保護区の指定や更新に当たっては、農林水産業被害の発生状況にも留意して適切な配置を検討する必要があります。

鳥獣保護区の指定状況

区 分	第 9 次計画終了時	第 10 次計画目標	第 10 次計画終了時
指定箇所数	111 箇所	110 箇所	107 箇所
指定面積	82,960 ha	81,318 ha	78,368 ha
県土面積に占める割合	12.9%	12.7%	12.2%

### 【現状と課題のポイント】

県内の鳥獣の生息状況から、保護していかなければならない種、区域があるため、地域住民の理解のもと制度的に保護していく必要があります。

## 5 鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発

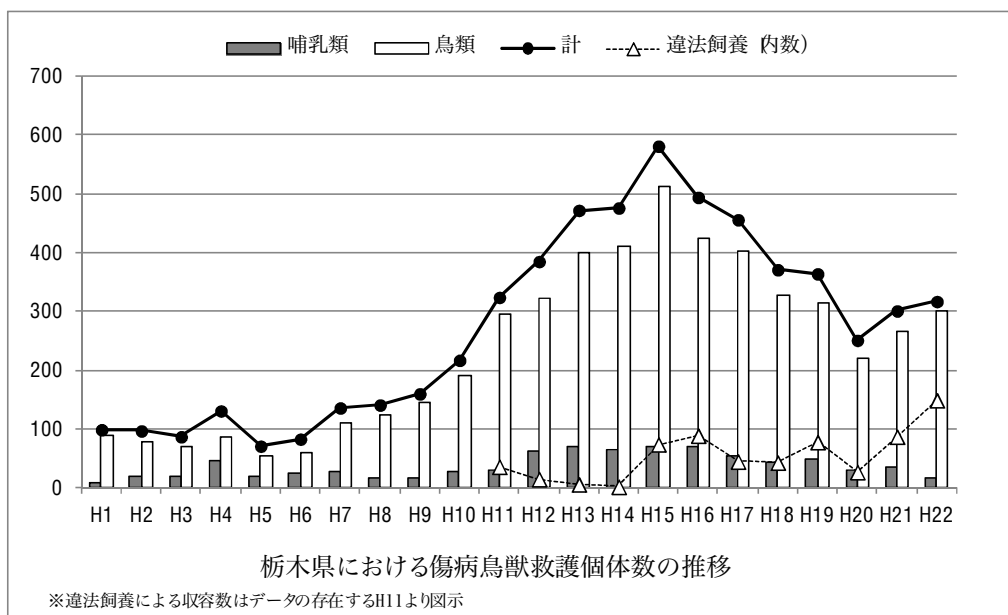
### (1) 感染症や放射性物質への対応

平成 22 年度には、全国的に養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、栃木県内においても、ハヤブサの死亡個体より高病原性鳥インフルエンザウィルスが検出されました。また、国内において口蹄疫も発生しました。これらのことから、野生鳥獣が伝搬して人や家畜に感染する感染症への関心が高まっています。また、福島第一原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっています。

担当する行政機関においては、感染症や放射性物質の影響に関する情報収集に努めるとともに、鳥獣に関する専門的な知見からの情報提供により、適切な理解の促進と社会不安の解消などを図っていく必要があります。

### (2) 傷病鳥獣の救護のあり方

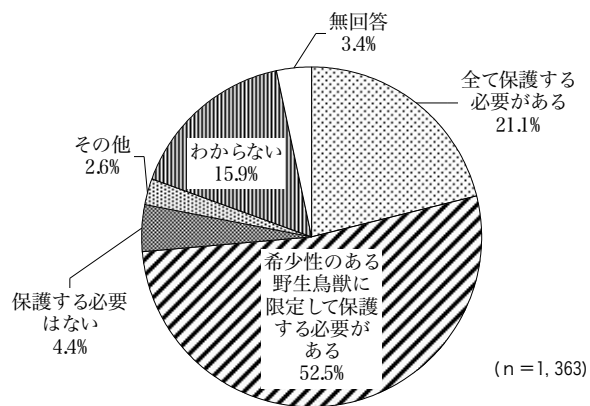
傷病鳥獣の救護は、傷病個体の野生復帰を図ることはもとより、その対応を通じて人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図る場ともなっています。一方で、深刻な農林水産業等被害をもたらす種や外来鳥獣も救護の対象となっていたことから、第 10 次計画期間においては救護すべき種を限定して対応していました。その結果、収容数は減少傾向にありましたが、近年は違法飼養の摘発による収容が増える傾向にあります。



平成 23 年度に実施した県政世論調査の結果によると、半数程度の人が希少性のある種に限定して保護する必要があると回答していましたが、全て保護する必要がある、わからないと回答した人も 4 割程度存在していたことから、適切な傷病鳥獣救護の実施について更なる普及を図っていく必要があります。

Q あなたは、ケガをした野生鳥獣を保護することについてどう思いますか。

(平成 23 年度県政世論調査)



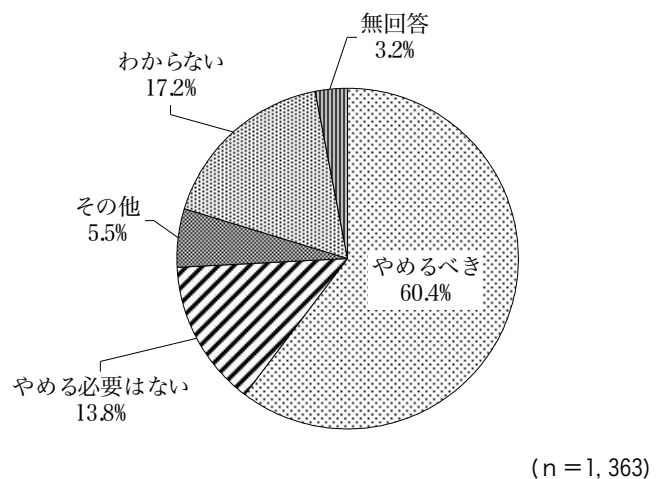
### (3) 餌付けに対する考え方

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝搬等の誘引となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがあります。

平成 23 年度に実施した県政世論調査の結果によると、6 割程度の方が野生鳥獣への餌付けをやめるべきだと回答していましたが、やめる必要はない、わからないと回答した人も 3 割程度存在していたことから、安易な餌付けが鳥獣に与える影響について、更なる普及啓発を図っていく必要があります。

Q あなたは、サルや白鳥など野生鳥獣に食べ物を与えることについてどう思いますか。

(平成 23 年度県政世論調査)



### (4) 鳥獣の飼養の適正化

鳥獣は自然のままに保護・保全すべきであるという考え方にに基づき、違法捕獲・飼養の撲滅を目指してきました。しかしながら、依然として違法捕獲・飼養による摘発が継続していることから、更なる取組が求められています。

一方で、愛玩用や食用として国内に持ち込まれた鳥獣が、野外に放逐、もしくは逃げ出すことにより、生態系の攪乱や農業被害の原因となってい

る例があります。このため、外来鳥獣をむやみに屋外に放逐しないよう普及啓発を図る必要があります。

**【現状と課題のポイント】**

鳥獣との適切な関わり方に関する県民への普及啓発が不足しているので、専門的な知見からの正しい情報の提供に努めるとともに、身近な自然や鳥獣と関わる機会を活かして、県民の理解を深める必要があります。



## 第2 対応方針

### 1 基本的な対応方針

- 「生物多様性とちぎ戦略」との整合を図るとともに、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と、生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という考え方を基本として、鳥獣の保護管理を進めます。
- 鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、順応的な管理を行うとともに、多様な主体の参加と連携を促すことにより、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めます。
- 鳥獣の保護管理を一層推進することにより、生物多様性の確保及び生活環境の保全、更には農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、県民が自然環境の様々な恩恵（生態系サービス）を受けられ、地域社会が健全に発展することを目指します。

### 2 個別課題への対応方針

#### (1) 人と鳥獣のバランスの回復

地域的に著しく増加し、人とのあつれきが生じている鳥獣の保護管理を進めるため、特定計画制度等による対策に取り組みます。

##### 【具体的取組】

- ① 特定計画制度等による対策の推進
- ② 特定計画対象種以外の対策の推進

#### (2) 捕獲担い手としての狩猟者の確保

狩猟の社会的役割について県民等への理解を図りつつ、狩猟者の確保と狩猟の適正化に取り組みます。

##### 【具体的取組】

- ③ 狩猟・捕獲従事者の育成確保
- ④ 狩猟の適正化と事故防止

#### (3) 保護管理の実施体制の整備

科学的・計画的な保護管理の実効性を確保するため、関係主体の連携体制の構築と役割の明確化を図るとともに、保護管理を担う人材の育成、保護管理拠点機能の充実に取り組みます。

##### 【具体的取組】

- ⑤ 関係主体の連携体制の構築
- ⑥ 保護管理を担う人材の育成と活用
- ⑦ 科学的保護管理の拠点機能の充実

(4) 絶滅のおそれがある種の保護

鳥獣及びその生息地の保護のため、レッドリストなどを活用して、鳥獣保護区の指定や捕獲の規制を行います。

【具体的取組】

- ⑧ 鳥獣保護区の指定等による生息環境の保護
- ⑨ 狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護

(5) 鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発

鳥獣の保護や鳥獣との適切な関係を保つため、県民等への普及啓発に取り組みます。

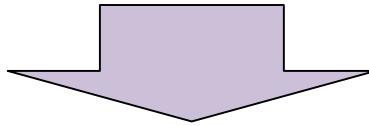
【具体的取組】

- ⑩ 感染症や放射性物質への対応
- ⑪ 適切な傷病鳥獣救護事業の展開
- ⑫ 鳥獣の飼養の適正化
- ⑬ 鳥獣への理解を深める活動の推進

## 第 11 次計画の個別課題に対する対応方針と具体的取組

### ○現状と課題

人と鳥獣のバランスの崩壊	捕獲担い手としての狩猟者の現状	保護管理の実施体制	絶滅のおそれのある種の保護	鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の鳥獣の分布域の拡大と、農林水産業や生態系への被害が発生</li> <li>外来種による新たな被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟者の個体数管理に果たす役割が増大しているが、減少、高齢化が進行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な関係主体の連携による保護管理の実施が必要</li> <li>保護管理の担い手や、科学的保護管理の拠点の役割が増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべき種や区域の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高病原性鳥インフルエンザウィルス保有個体の発見や、鳥獣への放射性物質の影響による県民不安の増大</li> <li>傷病鳥獣として救護すべき場合の徹底不足</li> <li>鳥獣への安易な餌付け</li> <li>違法捕獲・飼養や、外来鳥獣の放逐</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的・計画的な保護管理による総合的な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟者の育成・確保と技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の企画、実施、評価の各段階における関係者の役割の明確化と体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の理解を得た上での制度的な保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の理解の促進</li> </ul>



### ○対応方針と具体的取組

<p>地域的に著しく増加し、人とのあつれきが生じている鳥獣の保護管理を進めるため、特定計画制度等による対策を推進</p>	<p>狩猟の社会的役割について県民等への理解を図りつつ、狩猟者の確保と狩猟の適正化を実施</p>	<p>関係主体の連携体制の構築と役割の明確化、保護管理を担う人材の育成、保護管理拠点機能の充実</p>	<p>レッドリストなどを活用した、鳥獣保護区の指定や捕獲の規制を実施</p>	<p>鳥獣の保護や鳥獣との適切な関係を保つため、県民等への普及啓発を実施</p>
<p>① 特定計画制度等による対策の推進</p> <p>② 特定計画対象種以外の対策の推進</p>	<p>③ 狩猟・捕獲従事者の育成確保</p> <p>④ 狩猟の適正化と事故防止</p>	<p>⑤ 関係主体の連携体制の構築</p> <p>⑥ 保護管理を担う人材の育成と活用</p> <p>⑦ 科学的保護管理の拠点機能の充実</p>	<p>⑧ 鳥獣保護区の指定等による生息環境の保護</p> <p>⑨ 狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護</p>	<p>⑩ 感染症や放射性物質への対応</p> <p>⑪ 適切な傷病鳥獣救護事業の展開</p> <p>⑫ 鳥獣の飼養の適正化</p> <p>⑬ 鳥獣への理解を深める活動の推進</p>

# 第3 具体的な取組の展開

## 1 特定計画制度等による対策の推進

### 【目指す方向】

野生鳥獣の地域個体群の維持と農林水産業等の被害軽減のため、特定計画制度などを活用した科学的・計画的な保護管理を推進していきます。

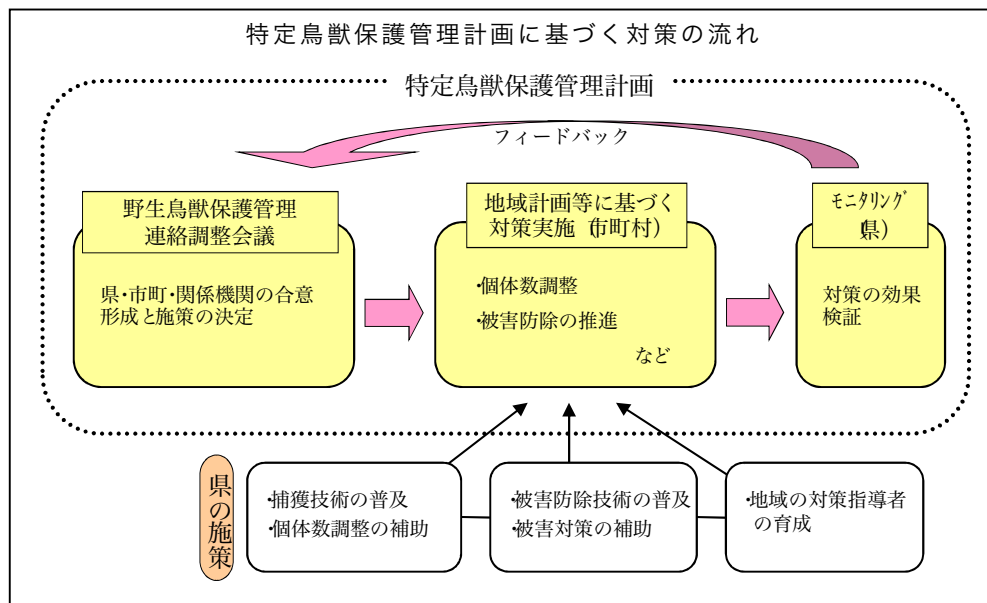
### 【具体的な施策】

#### (1) 特定計画の着実な実行

これまでに策定したニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシの特定計画に基づき、科学的データに基づいた対策の実施と、モニタリングによる対策の評価、及び次年度対策へのフィードバックまで、一連の対策を着実に実行していきます。

また、第11次計画期間中に終了する特定計画については、実施した対策の評価を踏まえた上で、次期計画を策定します。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
鳥獣保護事業計画	第10次		第11次				
ニホンジカ保護管理計画	四期計画		五期計画				
ニホンザル保護管理計画	二期計画		三期計画				
ツキノワグマ保護管理計画	二期計画					三期計画	
イノシシ保護管理計画	二期計画					三期計画	
カワウ保護管理指針	保護管理指針						



(2) 地域の実情に応じた地域計画及び被害防止計画の促進

地域によって被害や対策の実情は異なることから、市町村が作成して実行する地域計画及び被害防止計画の作成を促進するとともに、県は必要な情報の提供や技術的支援を行います。

(3) 近県と連携した広域的な保護管理の実施

行動範囲が広いカワウについては、関東カワウ広域協議会（11都県で構成）で合意された広域保護管理指針を踏まえた上で、栃木県カワウ保護管理指針に基づき、一斉追払いや統一手法によるモニタリングなどを効果的に実施します。

カワウ以外の種についても、分布域が重なる隣接県との連携を図り、効果的な保護管理を実施します。

(4) 狩猟規制の緩和

特定計画対象種のうち、特に捕獲の促進を図る必要があるものについては、狩猟期間の延長や猟法の制限の解除等、規制の緩和を検討します。

(5) 獣害緩衝帯としての里山林整備の推進

「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、農耕地や集落に接した里山林を整備することにより、イノシシなどを寄せ付けにくい緩衝帯を設けます。



水田横の整備された里山林

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第4-4、5、第6-1、2

## 2 特定計画対象種以外の対策の推進

### 【目指す方向】

農林業等被害を及ぼす鳥獣のうち特定計画等の対象となっていない種について、効果的な捕獲や被害対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。

### 【具体的な施策】

#### (1) ハクビシン対策の推進

近年農業被害が増加しつつあるハクビシンの対策を推進するため、生息状況や被害状況を把握するとともに、効果的な捕獲手法や被害対策手法についての情報収集と普及を図ります。

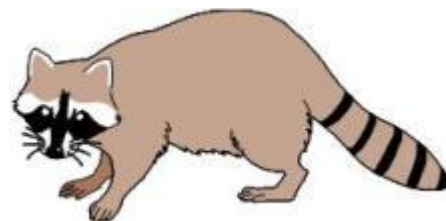
また、ハクビシンを予察捕獲対象種とすることにより、計画的な捕獲を促進します。



【ハクビシン】

#### (2) アライグマ対策の推進

外来生物法に基づく特定外来生物に指定されているアライグマについては、近年各地で生息が確認されるようになってきていることから、同法に基づく防除実施計画により、積極的な捕獲の促進と被害の防止を図ります。



【アライグマ】

なお、捕獲の際にはハクビシンが同時に捕獲される可能性があるため、許可手続きについては、両種とも捕獲できるよう進めることとします。

#### (3) 予察捕獲の実施

被害発生前に捕獲を行うことにより、<sup>いかく</sup>威嚇や追い払い効果が期待される種については、被害対象、時期、地域を踏まえた上で行う予察捕獲の実施体制を整備します。

#### (4) 広域一斉捕獲の実施

カラス類やカルガモなど移動性の高い種を捕獲する場合には、複数の市町村による広域一斉捕獲の実施により、効率の良い捕獲の実施と被害の拡大防止を図ります。

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第4-4

### 3 狩猟・捕獲従事者の育成確保

#### 【目指す方向】

狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の数を調整し生態系や農林水産業等被害を防止する役割があります。このため、捕獲の担い手である狩猟者を育成確保するとともに、その知識・技術の向上を図り、野生鳥獣の適正な保護管理を推進します。

#### 【主な指標】

項 目		第 10 次計画期間	第 11 次計画期間
狩猟免許新規取得者数	人／年	160※	180

※H20～22年度の平均

#### 【具体的な施策】

##### (1) 狩猟者の確保

狩猟の社会的役割や野生鳥獣の保護管理の必要性を広く一般に普及するため、フォーラムの開催等により、狩猟のイメージアップを図ります。

また、農林業被害対策の一環として、農林業事業者自らの免許取得（特にわな猟）を促進するため、狩猟免許取得方法の説明会を開催して試験制度についての周知を図るとともに、狩猟免許試験の複数開催、休日開催を実施し、受験者の利便性の向上を図ります。

更に、捕獲隊と「鳥獣被害防止特措法」に規定する鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）との連携を推進するとともに、市町村や農林業団体職員を捕獲の担い手として育成する取組を促進します。

##### (2) 狩猟者の育成

###### ① 新規免許取得者の技術向上

イノシシなど特に捕獲強化が必要である加害獣の捕獲を推進するため、わな猟免許新規取得者を対象に講習会や研修会を実施し、捕獲の担い手としての知識・技術の向上を図ります。

###### ② 狩猟者の意識向上

免許更新講習会の機会を利用し、鳥獣の保護管理に果たす狩猟者の役割について説明することにより、狩猟者の意識の向上を図ります。



わな猟免許新規取得者を対象にした講習会

### (3) 捕獲許可の要件緩和

有害鳥獣捕獲や個体数調整に従事する場合、狩猟免許を有し、かつ狩猟者登録を行っていることが要件となりますが、次の場合は要件が緩和されます。

#### ① イノシシの個体数調整

近年は狩猟を目的とせず、イノシシによる被害防止のため、わな猟免許を取得する農業者が増加していることから、箱わな、くくりわなを使用して自己の管理する農地などにおいてイノシシの個体数調整を行う場合にあっては、狩猟者登録を不要とします。ただし、捕獲の過程で他人の身体や財産に損害を与える可能性があるため、狩猟者登録に必要な損害賠償保険と同等の保険に加入していることを許可の条件とします。

#### ② 中型哺乳類の有害鳥獣捕獲

ハクビシンやアライグマなど一部の中型哺乳類については、捕獲を促進するため、自宅敷地内や自己の管理する農地において小型の箱わなで捕獲する（駆除業者に依頼する場合も含む。）場合に限り、狩猟免許及び狩猟者登録を不要とします。

更に、アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の登録を受けた者が、小型の箱わなでハクビシンやアライグマ等を捕獲する場合には、場所によらず狩猟免許及び狩猟者登録を不要とします。

#### ③ 地域ぐるみで行う有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）

捕獲の担い手である狩猟者が高齢化とともに減少する中、捕獲圧を高めるためには、地域ぐるみで捕獲に従事する者を確保する必要があるため、次の要件を全て満たす場合は、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことを認めることとします。

（要件）

- ・市町村、農協等（環境大臣が定める法人に限る）に対する許可であること
- ・銃器以外の方法（止めさしで銃器を使用する場合は除く）で捕獲すること
- ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許取得者が含まれること
- ・補助者に対して講習会を実施し、捕獲技術や安全性等が確保されていること

### (4) 広域捕獲隊の活用

狩猟者の減少により捕獲の担い手の不足が見込まれる地域において、狩猟団体が編成した広域捕獲隊の活用を促進します。

### (5) 獣肉の有効利用の促進

捕獲物の経済的価値が高まることにより、捕獲意欲が向上し、捕獲の促進が期待されるため、関係機関と連携の上、獣肉の有効利用について検討します。

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第4-4、第8-3、第9-2、6-(5)



## 4 狩猟の適正化と事故防止

### 【目指す方向】

狩猟が適法かつ安全に行われるよう、取締りや講習を充実するとともに、狩猟者のマナーアップに努めます。

また、地域によっては、使用できる猟具を制限するなど事故防止に努め、安全な狩猟環境を整備します。

### 【具体的な施策】

#### (1) 適正な狩猟の推進

警察や司法警察員と連携しながら、違反や出猟者の多い地域等を中心に、狩猟の取締りを実施します。

また、免許更新時の講習の充実など様々な機会を捉え、狩猟者に対して関係法令・マナーの遵守について徹底した指導を行います。

#### (2) 狩猟による事故の防止

狩猟による事故の防止を図るため、必要な地域を特定猟具使用禁止区域として指定し、使用できる猟具を制限します。

また、狩猟可能な場所においても必要に応じて注意喚起札などを設置し、狩猟者以外に対しても注意を促します。

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第5-1、第9-6-（5）

## 5 関係主体の連携体制の構築

### 【目指す方向】

対策の企画、実施、評価の各段階において、関係主体の役割を明確化するとともに、鳥獣保護管理に関わる関係行政機関、県民、民間団体等の連携体制を構築し、個体数の管理だけでなく生息環境の保全、被害の防止対策など総合的な対策を進めていきます。

### 【主な指標】

項 目		第 10 次計画終了時	第 11 次計画終了時
県境を越える広域協議会の数	協議会	1 ※	3
獣害対策モデル地区の数	地区	6	10

※茨城栃木鳥獣害広域対策協議会

### 【具体的な施策】

#### (1) 関係主体の役割の明確化

下表に基づき、関係主体の役割の明確化を図ります。

関係主体	役割の総括	具体的役割
県	国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画等の作成により、鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化しつつ、施策を実施する。	鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員や対策指導者等の人材育成、市町村の取組に対する情報提供や支援、特定計画等の策定・モニタリング・見直し、市町村が作成する地域計画及び被害防止計画の確認と助言等
市町村	県の定める鳥獣保護事業計画及び特定計画等に基づき、国や県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護事業を実施する。	地域計画及び被害防止計画の作成、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施及び実施体制の整備、捕獲数等の情報提供等
事業者	事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮する。	
県民	鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加する。	地域住民が一体となつての有害鳥獣を誘引しない取組実施、ボランティアとしての各種取組への参加等
民間団体	自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性に依じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担う。 狩猟団体については、捕獲の担い手として野生鳥獣の保護管理に寄与する。	
専門家	各主体に対し、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行う。	特定計画等への助言、地域の被害対策協議会への参加、地域住民が行う取組への指導等

(2) 各組織による関係主体の連携体制の構築

鳥獣の保護管理には、個体数の管理だけでなく生息環境の保全、被害の防止対策など総合的な対策が必要であることから、以下の各組織により関係主体の連携体制を構築し、鳥獣保護管理の効果的な実施を図っていきます。

① 栃木県野生鳥獣保護管理連絡調整会議

国、県（環境森林部、農政部）、市町村の関係機関により構成し、鳥獣保護管理に関する合意形成や連絡調整、特定計画の評価等を行います。

② 獣害対策推進会議

県庁各部（県民生活部、環境森林部、農政部、県土整備部、教育委員会）の関係課により構成し、出先機関の職員や市町村等の有する野生獣出没情報の体系的な収集、取りまとめを行い、各種対策に活用します。

③ 栃木県鳥獣被害防止対策連絡会議

県庁環境森林部、農政部の関係課により構成し、市町村より協議を受けた被害防止計画の検討を行います。

④ 茨城栃木鳥獣害広域対策協議会

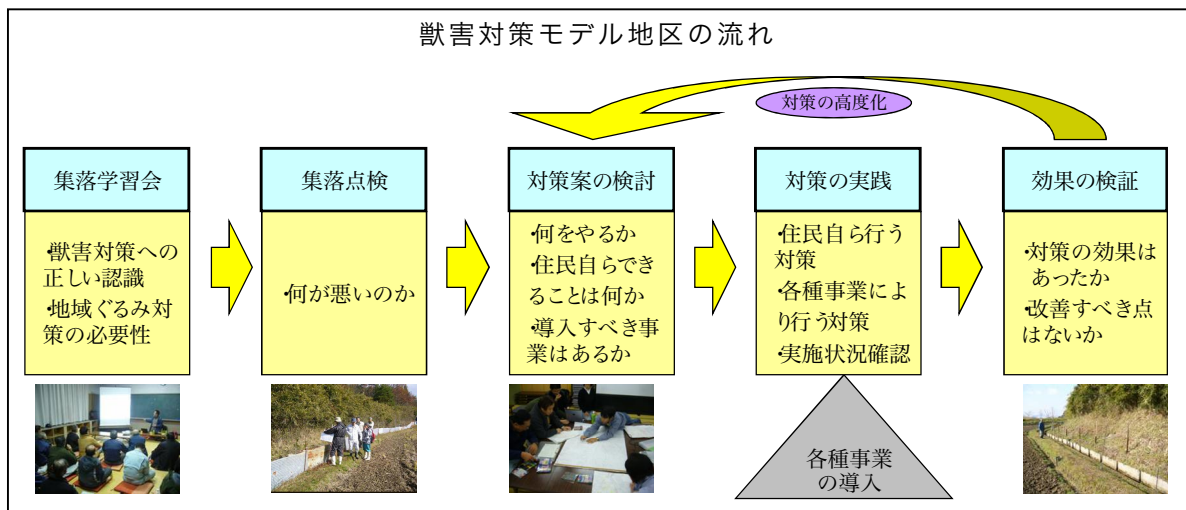
県境地域に位置する市町村と県（環境森林部、農政部）により構成し、広域圏での被害情報の把握、広域一斉捕獲、住民参加型講習会などを実施しています。なお、同様な広域協議会を、今後は群馬県や福島県に接する市町村において結成することも検討していきます。

⑤ 各市町村の被害対策協議会

市町村単位で、関係行政機関や農林業関係団体、猟友会、自治会代表者等によって構成されています（平成23年度現在15協議会）。被害発生状況についての情報の共有や、対策についての合意形成等を行っています。

(3) 地域レベルでの関係主体の連携

拡大しつつあるイノシシ等の被害を減らすためには、捕獲はもとより、加害獣を寄せ付けない環境づくりを進めていくことが重要です。これらの対策を効果的に行うには、各集落の状況を踏まえた上で適した手法の導入を図るとともに、地域の皆さんの理解と協力のもと、地域ぐるみでの取組としていく必要があります。そこで、地域住民、県や市の行政機関、対策指導者が連携して対策を行う「獣害対策モデル地区」の



取組を推進するとともに、同様の取組を県内各地に広めていきます。

#### (4) 県民や民間団体等との連携

ホームページなどを活用し、県民や民間団体等に対して鳥獣保護管理の必要性についての理解促進を図ります。また、農村の環境整備など保護管理対策の実施において、社会参加をしたいと考えている個人や団体と、人材を求めている現場との橋渡しを行うため、既存のボランティア制度等を活用するとともに、森づくり活動に関するポータルサイト「とちぎの森づくり」等を通じ、情報の提供に努めます。



## 6 保護管理を担う人材の育成と活用

### 【目指す方向】

鳥獣の保護管理対策を推進するため、専門的な知識や技術等を有する人材を、行政機関を含め、対策が必要とされる現場において、適切に配置できるよう努めます。

### 【主な指標】

項 目		第 10 次計画終了時	第 11 次計画終了時
鳥獣管理士※	人	33 (H22 まで)	100

※里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム修了者から、鳥獣管理技術協会（会長：宇都宮大学教授）が認定する資格

### 【具体的な施策】

#### (1) 対策指導者の育成と活用

地域において、鳥獣の生態を踏まえた上での効果的な被害対策や、効率的な管理手法などを指導できる人材を育成するため、平成 21 年度より宇都宮大学と連携して実施している「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」を、引き続き行います。また、プログラム修了者から認定される鳥獣管理士が、獣害対策モデル地区（第 3-5 参照）等における対策専門家として活躍できるよう、連絡調整に努めます。



里山野生鳥獣管理技術者養成プログラムでの実習風景

#### (2) 行政担当者の知識の充実

県や市町の鳥獣担当初任者を対象として研修を行い、鳥獣保護管理の基本的な知識や技術の習得と充実を図ります。また、行政担当者や鳥獣保護員に、「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」の受講を促すことにより、知識や技術の習得を図ります。

※捕獲の担い手については、「第 3-3 狩猟・捕獲従事者の育成確保」参照

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第 8-1、3

## 7 科学的保護管理の拠点機能の充実

### 【目指す方向】

科学的保護管理の拠点となる試験研究機関における、調査研究、人材育成、情報発信、行政施策に連携した技術支援などの機能の充実を図ります。

### 【具体的な施策】

#### (1) 調査研究の推進

県民の森管理事務所を拠点として、鳥獣の生息状況調査や科学的データの収集、分析、整理を行うとともに、大学や他の試験研究機関とも連携しながら、個体数管理、生息地管理、被害防止等に関する研究を推進します。

#### (2) 人材育成の支援

里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム（第3-6参照）をはじめ、県・市町などの行政担当職員の育成、傷病鳥獣救護ボランティアの育成など、鳥獣保護事業を担う人材の育成を支援していきます。

#### (3) 情報発信

研究報告書の発行や研究発表会の開催などにより、研究成果を広く普及していくほか、野生動物に関する情報収集・データの一元管理と発信を行っていきます。

#### (4) 行政施策に連携した技術支援

調査研究の成果に基づき、行政課題の明確化や解決策の提案などを行うほか、特定計画のモニタリング実施機関として、施策の評価に必要な情報の収集ととりまとめを行います。

また、特定計画に基づくツキノワグマの学習放獣や、出没現場における追い払い等に際しては、技術的支援を行います。



ツキノワグマの学習放獣作業

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第7、第8-4

## 8 鳥獣保護区の指定等による生息環境の保護

### 【目指す方向】

鳥獣の保護を図ることを通じて地域の生物多様性を確保するため、既指定の鳥獣保護区については、原則として存続期間を更新するとともに、新たに指定する必要のある地域については、関係者の合意のもと、鳥獣保護区に指定します。

なお、既指定の鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシによる被害を軽減するため、捕獲を促進する必要がある地域については、ニホンジカ・イノシシのみを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に移行することで、被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指します。

### 【主な指標】

項 目		第 10 次計画終了時	第 11 次計画終了時
鳥獣保護区等面積	ha	87,993	87,993
鳥獣保護区的面積	ha	78,368	71,178
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積	ha	9,625	16,815

### 【具体的な施策】

#### (1) 鳥獣保護区の新規指定

鳥獣の生息状況や生息環境及び農林水産業等被害の発生状況等を勘案し、制度的に鳥獣を保護する緊急性が高いと認められる地域について、鳥獣保護区に指定します。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間の更新

第 11 次計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況や生息環境を検証し、引き続き鳥獣の保護を図る必要があると認められる場合は、原則として存続期間を更新します。ただし、ニホンジカやイノシシによる被害を軽減するため、捕獲を促進する必要がある地域については、被害が軽減するまでの間、一時的に(3)の「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に指定します。

#### (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

ニホンジカやイノシシ保護管理計画の目標を達成するため、捕獲を促進すべき地域については、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く。）捕獲禁止区域」又は「狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」に指定することにより、特定の鳥獣による被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指します。なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に戻すことを前提として、特定の鳥獣による被害の軽減が図られたかどうか検証を行います。

II（事業の実施プログラム）の関係項目：第 2-1、3、第 9-2

## 9 狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護

### 【目指す方向】

狩猟鳥獣のうち、地域的に種の存続が危ぶまれている鳥獣については、生息状況を把握した上で、必要な捕獲規制を検討します。

また、鉛散弾の使用により、生態系に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる地域については、鉛散弾の使用を禁止する区域（指定猟法禁止区域）に指定することを検討します。

### 【具体的な施策】

#### (1) 狩猟鳥獣の捕獲規制

平成 24 年 10 月まで本県独自に捕獲を禁止しているアナグマに加え、栃木県版レッドリストに掲載されている狩猟鳥獣について、その生息状況を把握した上で、必要な捕獲規制の検討を行います。なお、ウズラ、ヤマドリ（メス）は環境大臣により全国的に捕獲が禁止されているため、今後、国の動向に注目していきます。



アナグマ

栃木県版レッドリスト掲載種のうち  
狩猟鳥獣に指定されている鳥獣

アナグマ、ヤマドリ、ウズラ、ヤマシギ、ニューナイスズメ、マガモ  
※ニューナイスズメ、マガモは本県で繁殖する個体群のみの指定

#### (2) 鉛製散弾の使用規制

傷病鳥獣を対象に鉛汚染の状況を検査したところ、その一部が汚染されていることが判明しています。原因として、水辺域で使用された残留鉛弾を水鳥が誤飲することや、放置された捕獲個体に残留する鉛散弾を猛禽類が採食することが考えられるため、狩猟者に対し、鉛散弾以外の銃弾の使用について普及啓発を図るとともに、捕獲個体の適正な処理について法令遵守を徹底します。また、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる地域があった場合、指定猟法（鉛散弾）使用禁止区域の指定を検討します。

II（事業の実施プログラム）の関係項目：第 5-3、9-2



## 10 感染症や放射性物質への対応

### 【目指す方向】

狩猟者や県民に対して、野生鳥獣が関わる感染症や放射性物質に対する適切な理解を促進します。

特に、人や家畜に伝播するおそれのある高病原性鳥インフルエンザ等の感染症や、人体への影響を及ぼすおそれのある放射性物質への対応に当たっては、県民等への適切な情報提供により社会的な不安の発生防止や解消に努めます。

### 【具体的な施策】

#### (1) 県民への普及啓発

野生鳥獣は様々な感染症を保有している場合があり、安易に野生鳥獣に触れたり、餌をやって集中させたりすれば、その伝播の可能性があることを踏まえ、人と野生鳥獣との適切な関わり方について、県ホームページ等を通じて情報提供します。

また、狩猟者は鳥獣に接触したり、食べたりする機会が多いことから、免許更新時講習等の機会を通して、感染症や放射性物質に対する情報を提供し、健康被害の防止に努めます。

#### (2) 高病原性鳥インフルエンザ等への対応

高病原性鳥インフルエンザについて、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」により野鳥に関する監視調査を実施し、家畜衛生部局と連携しつつ適切な情報の収集・提供を図ります。

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとします。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めます。

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、県民の不安が高まることが予想されることから、専門的知識を持つ立場から、社会的な不安の発生防止や解消に努めます。

#### (3) 放射性物質への対応

福島第一原子力発電所事故による野生鳥獣への放射性物質の影響については、国や市町村とも連携しながらモニタリング等を実施するとともに、県民に対し正確な情報の提供に努めます。

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第9-5

## 11 適切な傷病鳥獣救護事業の展開

### 【目指す方向】

野生鳥獣は生態系の一部であり、自然の中での生死がその重要な役割であるという原則を踏まえ、傷病鳥獣への対応を通じ、人と野生鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図ると同時に、感染症等野生鳥獣の保護管理に役立つ情報を収集します。

また、傷病鳥獣の救護活動は、多くの人々の協力なしには展開できないため、ボランティア団体等との連携を強化します。

### 【具体的な施策】

#### (1) 人と鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発

ホームページ等を通じて、傷病鳥獣の発見時の適切な対応方法や誤認保護などについて普及するとともに、県民からの傷病鳥獣等に関する相談対応の中でも、人と野生鳥獣との適切な関わり方について普及を図ります。

#### (2) きめ細かな救護を可能とするための救護個体の限定

野生鳥獣が自然の中で弱ったり傷ついたりすることは、自然現象の一部であることから、過度に人の手を加えることのないよう、原則として、人為的な要因で負傷又は罹患した野生鳥獣を救護の対象とします。また、一旦収容した個体については、自然復帰を高めるきめ細かなリハビリなどの対応を可能とするため、原則として、狩猟や特定計画等の対象種のうち、特に生息数が多い、又は深刻な農林水産業被害等をもたらす種等（ニホンジカ、イノシシ、サル、カワウなど）と外来鳥獣（アライグマ、ソウシチョウなど）を除き、救護の対象とします。



疥癬症（皮膚病の一種）により  
救護されたタヌキ

また、獣医師の意見を聞くなどして野生復帰が不可能と判断される個体については、適切な方法により安楽死をさせることを原則とします。

#### (3) 救護個体からの情報の収集

救護個体から感染症等に関する情報を収集し、野生鳥獣の保護管理に活用します。

#### (4) 獣医師との連携

救護における診療に当たっては、獣医師の協力が不可欠なため、指定獣医師との情報交換を密にすることにより、連携の強化に努めます。

(5) ボランティア団体等との連携

「傷病鳥獣救護ボランティア制度」を推進するため、ボランティアの養成講習会を開催します。

傷病鳥獣の救護に理解のあるボランティア団体との連携を強化し、その活動を支援します。



ボランティアによる給餌作業

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第8-5、第9-3、5

## 12 鳥獣の飼養の適正化

### 【目指す方向】

鳥獣は自然のままに保護・保全するべきであるという考え方にに基づき、愛がん飼養を目的とする捕獲を引き続き認めないこととします。

また、適正な捕獲・飼養を推進することを目的として設置されている「栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会」や「地区野生鳥獣捕獲・飼養連絡会」における普及啓発や巡視活動を強化し、違法捕獲・飼養の撲滅を目指します。

### 【具体的な施策】

#### (1) 協議会等における計画的な活動の推進

平成 14 年に設置した関係機関・団体で構成される「栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会」（以下「協議会」という。）や「地区野生鳥獣捕獲・飼養連絡会」（以下「連絡会」という。）を活動の拠点として、計画的に各種の活動を実施します。

協議会は、毎年度の実施計画を定め、協議会及び連絡会は、この計画に基づき計画的な活動を行うとともに、実施した結果については協議会に報告し、次年度の計画に反映させます。

#### (2) 普及啓発の実施

鳥獣の適正な捕獲・飼養について、広報誌への掲載、パンフレット・ポスターの配布、ラジオなどにより県民やペットショップ等への普及啓発を図ります。

#### (3) 巡視・調査・指導等

違法に捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って販売されることのないよう、店舗等の巡視を実施します。

鳥獣の不適正捕獲・飼養・販売の疑いがあるときは、関係機関で情報を共有し、連携して調査、指導などを行います。



II (事業の実施プログラム) の関係項目：第 4-2-(1)、7、第 8-6、第 9-6-(5)

## 13 鳥獣への理解を深める活動の推進

### 【目指す方向】

野生鳥獣をその生息環境とともに次世代に引き継いでいくため、NPOなどとの連携のもと、野生鳥獣の生態や保護管理の必要性などについての学習や、自然を大切にすることを育むために必要な取組や運動を推進します。

また、鳥獣への安易な餌付けや外来鳥獣の放逐が、人身被害や農林業被害等の誘因となることや、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあることを、広く県民に周知します。

### 【具体的な施策】

#### (1) コンクールや出前講座等の実施

愛鳥週間用ポスター原画コンクールや野鳥巡回写真展の実施等により、子供達が身近な鳥獣について関心を深めていくきっかけを提供します。

また、とちぎ県政出前講座の内容を充実し、環境学習等の場において要請があった場合には、子供から大人までの学習を可能とするための実施体制を整備します。更に、ツキノワグマに対しては、その生態や集落に寄せ付けないための注意点、出会ってしまったときの対処法などについて、正しい知識を地域住民等に普及する「クマレクチャー」を開催することにより、県民の安全・安心に資するとともに、ツキノワグマの適正な保護管理の推進を図ります。



#### (2) ホームページ等を活用した情報の提供

野生鳥獣の生態や保護管理の必要性について、ホームページ等を活用して情報を提供するとともに、ボランティア団体等が行う鳥獣観察会や地域における生息環境等の保全活動について、実施計画等を把握し、ホームページ等により県民の参加を促すための情報を提供します。

#### (3) 鳥獣保護区の活用

身近な鳥獣の生息地である鳥獣保護区の観察ポイントやそこに生息する鳥獣を、ホームページやパンフレットにより紹介し、県民やボランティア団体等が鳥獣への理解を深める活動を推進します。

#### (4) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響についての普及啓発

本来、野生鳥獣が生きていくためには餌付けは必要ではなく、逆に鳥獣の行動様式が変化し、人的・農林業被害の誘因となり、生態系・鳥獣保護管理への影響が生じることがあります。例え希少種であっても、個体数を増やすのであれば、まずは生息環

境を改善することが重要であることを、ホームページ等の充実により広く県民に周知します。また、観光客等による餌付けが頻繁に行われている場所に看板等を設置し、餌付けを行うことによる地域生態系への影響や、餌付けされた鳥獣の行動様式の変化等を周知します。

(5) 結果として餌付けとなる行為の防止

生ゴミや未収穫作物の不適切な管理、農用地の耕作放棄等により、結果として鳥獣が農作物等の味を覚えてしまうことがあるため、それらの適切な管理方法について広く県民に普及啓発を行います。



観光客への周知用看板設置例  
(大田原市羽田沼)

(6) 外来鳥獣の野外放逐の防止

本来日本に生息していなかった鳥獣が、愛玩用や食用等により、人為的に日本国内に持ち込まれ、野外に放逐、若しくは逃げ出し、その地域の環境に適応できた場合には、天敵や競争相手がいないため、急激に個体数を増やすことがあります。

一旦野外に定着すると一掃することは困難であり、その地域の生態系を乱す（在来種の絶滅など）ほか、農林業被害の一因となることがあるため、外来鳥獣をむやみに屋外へ放逐しないよう普及啓発を図ります。

Ⅱ（事業の実施プログラム）の関係項目：第9-4、6

## II 事業の実施プログラム

### 第 1 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

### 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定

##### (1) 方針

###### ① 指定に関する中長期的な方針

###### ア 指定の経過

本県における鳥獣保護区は、第 10 次計画の期間終了までに 107 箇所、78,368ha が指定され、県土面積の約 12.2%を占めていますが、第 9 次計画の終了時点に比べ 0.7 ポイント減少しています。

第 10 次計画期間中、砂ヶ原鳥獣保護区の新規指定や大佐飛山鳥獣保護区の区域拡張により面積が増加しましたが、面積が減少した理由としては、ニホンジカ又はイノシシによる生態系や農林業等被害を軽減するため、6 箇所 6,386ha の鳥獣保護区を解除し、ニホンジカ又はイノシシのみ捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行したことが挙げられます。

###### イ 課題

近年、野生鳥獣による農林水産業被害や生態系被害が深刻な地域において、鳥獣保護区制度に対する地元の理解が得られにくい状況となっており、今後とも合意形成を図ることが困難な状況が続くものと予想されます。

また、本県ではニホンジカ、イノシシについて特定計画を策定し、その中で狩猟による捕獲の促進を農林業等被害防止のための重要な手段と位置づけています。このため、鳥獣保護区の指定や存続期間の更新は、捕獲促進施策との調整が必要となります。

更に、捕獲の担い手である狩猟者が年々減少する中、鳥獣の個体数調整に果たす狩猟者の役割が期待されています。その一方で、鳥獣保護区や特定猟具（銃器）使用禁止区域指定などの狩猟規制により猟場が減少している実態もあり、将来的に狩猟者を安定的に確保していくためには、魅力のある猟場を提供することも重要です。

###### ウ 指定方針

イの課題を踏まえ、次のとおり指定方針を定めるものとします。

- (ア) 鳥獣の生息状況や生息環境及び農林水産業等被害の発生状況等を勘案し、制度的に鳥獣を保護する緊急性が高いと認められる地域について、鳥獣保護区に指定します。
- (イ) 指定に当たっては、狩猟者にとって魅力的な猟場であるかどうかを検討事項に加えるとともに、原則として、ニホンジカ又はイノシシの生息地については鳥獣保護区の新規指定、区域拡大を行わないこととします。
- (ウ) 計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況や生息環境を検証し、引き続き鳥獣の保護を図る必要があると認められる場合は、存続期間を更新します。なお、ニホンジカ又はイノシシの特定計画対象地域のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある鳥獣保護区については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を解除又は縮小し、特定鳥獣のみ捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指します。
- (エ) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は10年間とします。

(I-第3-8「鳥獣保護区の指定等による生息環境の保護」参照)

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
森林鳥獣生息地	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するため、必要に応じて指定する。
大規模生息地	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域における生物多様性の拠点を確保するため、必要に応じて指定する。
集団渡来地	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来地である湿地、湖沼について、必要に応じて指定する。
集団繁殖地	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、洞窟等の集団繁殖地について、必要に応じて指定する。
希少鳥獣生息地	環境省のレッドリストや栃木県版レッドリストにおいて掲載されている鳥獣について、種の保全を図るために鳥獣保護区の指定による生息環境の保全が必要な地域について、必要に応じて指定する。
生息地回廊	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等鳥獣の移動経路となっている地域について、必要に応じて指定する。
身近な鳥獣生息地	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、必要に応じて指定する。



(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区									
			24年度	25	26	27	28	計 (B)	24年度	25	26	27	28	計 (C)				
森林鳥獣生息地	箇所	35	40															0
	面積 (ha)	10,500	35,285															0
大規模生息地	箇所		2															0
	面積 (ha)		38,836															0
集団渡来地	箇所																	0
	面積 (ha)																	0
集団繁殖地	箇所																	0
	面積 (ha)																	0
希少鳥獣生息地	箇所		3															0
	面積 (ha)		215															0
生息地回廊	箇所																	0
	面積 (ha)																	0
身近な鳥獣生息地	箇所		62															0
	面積 (ha)		4,032															0
計	箇所		107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 (ha)		78,368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区	
	24年度	25	26	27	28	計 (D)	24年度	25	26	27	28	計 (E)			
森林鳥獣生息地						0	1						1	-1	39
						0	1,290						1,290	-1,290	33,995
大規模生息地		1				1							0	0	2
		5,900				5,900							0	-5,900	32,936
集団渡来地						0							0	0	0
						0							0	0	0
集団繁殖地						0							0	0	0
						0							0	0	0
希少鳥獣生息地						0							0	0	3
						0							0	0	215
生息地回廊						0							0	0	0
						0							0	0	0
身近な鳥獣生息地						0							0	0	62
						0							0	0	4,032
計	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	-1	106
	0	5,900	0	0	0	5,900	1,290	0	0	0	0	0	1,290	-7,190	71,178

(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	番号	区分	鳥獣保護区名	変更区分	所在地	面積 (ha)			変更後の 指定期間	変更理由
						異動前	異動	異動後		
H24	4	森	五十里	更新	日光市	946		946	H24. 11. 1 ~H34. 10. 31	
	5	森	塩原	更新	那須塩原市・日光市	2,656		2,656		
	7	森	唐沢山	更新	佐野市・岩舟町	2,015		2,015		
	28	森	八溝	更新	那須町・大田原市	1,088		1,088		
	29	森	尾出山	更新	鹿沼市	37		37		
	30	森	矢ノ目ダム	更新	那須町	459		459		
	67	希	箒川	更新	矢板市・大田原市	78		78		
	76	身	弁天沼	更新	日光市	2		2		
	77	身	川崎城跡公園	更新	矢板市	11		11		
	78	身	鷲城	更新	小山市	32		32		
	79	身	小貝南小学校	更新	市貝町	223		223		
	80	身	真名子小学校	更新	栃木市	23		23		
	117	大	那須みやま	更新	那須塩原市・那須町	11,970		11,970		
	57	森	寺尾	解除	栃木市	1,290	-1,290	0	H21. 11. 1 ~H24. 10. 31	狩猟鳥獣捕獲禁止 区域へ移行
H25	1	大	日光	更新 区域縮小	日光市	26,866	-5,900	20,966	H25. 11. 1 ~H35. 10. 31	狩猟鳥獣捕獲禁止 区域へ移行
	18	森	羽黒山	更新	宇都宮市	700		700		
	31	森	鹿沼岩山	更新	鹿沼市	1,010		1,010		
	32	森	野木	更新	野木町・小山市	1,510		1,510		
	33	森	岩崎	更新	佐野市	410		410		
	45	身	坂上小学校	更新	上三川町	32		32		
	46	身	武茂小学校	更新	那珂川町	45		45		
	56	身	馬頭青少年旅行村	更新	那珂川町	210		210		
	82	身	斗光ヶ丘	更新	塩谷町	15		15		
	83	身	那須スポーツパーク	更新	大田原市	47		47		
	85	身	芦野小学校・遊行柳	更新	那須町	32		32		
H26	8	森	千本松	更新	那須塩原市	836		836	H26. 11. 1 ~H36. 10. 31	
	47	身	上粕尾小学校	更新	鹿沼市	18		18		
	60	森	袈裟丸山	更新	日光市	204		204		
	86	森	那須街道	更新	那須町	138		138		
	87	身	木幡	更新	矢板市	2		2		
	88	身	勝山城跡公園	更新	さくら市	13		13		
H27	36	森	大沢	更新	日光市	1,850		1,850	H27. 11. 1 ~H37. 10. 31	
	37	森	芦野・伊王野	更新	那須町	325		325		
	38	身	薬利小学校	更新	那珂川町	8		8		
	48	身	両崖山	更新	足利市	150		150		
	49	身	八幡山	更新	宇都宮市	57		57		
	89	身	那須神社	更新	大田原市	33		33		
	90	身	戸田調整池	更新	那須塩原市	28		28		
	91	身	喜連川	更新	さくら市	31		31		
	92	身	那珂川国民休養地	更新	那須烏山市	30		30		
	93	身	出流山	更新	栃木市	356		356		
H28	50	身	御殿山	更新	鹿沼市	12		12	H28. 11. 1 ~H38. 10. 31	
	51	身	城山	更新	佐野市	4		4		
	52	身	錦着山	更新	栃木市	3		3		
	94	身	白沢小学校	更新	宇都宮市	2		2		
	95	身	寺山観音寺	更新	矢板市	3		3		
	118	身	琴平山	更新	市貝町	27		27		

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

##### ア 指定経過

鳥獣保護区特別保護地区は、第10次計画の期間終了までに17箇所、6,293haが指定されておりますが、第9次計画の終了時点に比べ105ha減少しています。これは、第10次計画期間中にニホンジカ等による農林業等被害が深刻であった古峰ヶ原鳥獣保護区特別保護地区を狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行したためです。

##### イ 具体的な方針

(ア) 本計画期間中に指定期間が満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況や生息環境について改めて検証し、引き続き鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があるものについては、原則として再指定するものとします。ただし、特別保護地区の指定は、市町村長の許可を受けなければ工作物の設置等ができないなど私権の制限にも及ぶことから、土地所有者や関係機関等と十分調整を行うものとします。

(イ) 指定期間については、従来と同様10年とします。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	20	8	2	1		3								0
	面積(ha)	1,764	930	318	204		522								0
大規模生息地	箇所		9	2	7		9								0
	面積(ha)		5,363	1,925	3,438		5,363								0
集団渡来地	箇所						0								0
	面積(ha)						0								0
集団繁殖地	箇所						0								0
	面積(ha)						0								0
希少鳥獣生息地	箇所						0								0
	面積(ha)						0								0
生息地回廊	箇所						0								0
	面積(ha)						0								0
身近な鳥獣生息地	箇所						0								0
	面積(ha)						0								0
計	箇所		17	4	7	1	0	0	12	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		6,293	2,243	3,438	204	0	0	5,885	0	0	0	0	0	0

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特別保護地区						計画期間中の増減	計画終了時の特別保護地区
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地						0	2		1			3	0	8
						0	318		204			522	0	930
大規模生息地						0	2	7				9	0	9
						0	1,925	3,438				5,363	0	5,363
集団渡来地						0						0	0	0
						0						0	0	0
集団繁殖地						0						0	0	0
						0						0	0	0
希少鳥獣生息地						0						0	0	0
						0						0	0	0
生息地回廊						0						0	0	0
						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地						0						0	0	0
						0						0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	4	7	1	0	0	12	0	17
	0	0	0	0	0	0	2,243	3,438	204	0	0	5,885	0	6,293

(3) 特別保護地区指定内訳

年度	番号	区分	鳥獣保護区		特別保護地区		指定期間	備考
			名称	面積(ha)	名称	指定面積(ha)		
H24	5	森	塩原	2,656	塩原	147	H24.11.1 ~ H34.10.31	再指定
	7	森	唐沢山	2,015	唐沢山	171		再指定
	117	大	那須みやま	11,970	那須御用邸 奥那須国民の森	1,228 697		再指定
H25	1	大	日光	26,866	切込刈込湖	552	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
					湯ノ湖	72		再指定
					前白根	817		再指定
					戦場ヶ原	331		再指定
					西ノ湖	107		再指定
					中禅寺 庚申山	689 870		再指定
H26	60	森	袈裟丸山	204	袈裟丸山	204	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定

### 3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

#### (1) 方針

ニホンジカ又はイノシシによる被害が発生している鳥獣保護区のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある区域については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を縮小又は解除し、当該区域をニホンジカ及びイノシシのみの捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指します。

また、当該区域はニホンジカ及びイノシシの特定計画の目標を達成するため指定するものとし、指定期間は特定計画の終期（ニホンジカ又はイノシシ特定計画のいずれか早い方の終期）までとします。

なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に戻すことを前提として、被害の状況を検証するものとします。

#### (2) 指定計画

年度	名称	所在地	面積 (ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期限	備考
24	北高原山	矢板市、那須塩原市	1,350	ニホンジカ及びイノシシ以外	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	再指定
	南古峰原	鹿沼市、日光市	1,116	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	大荷場	佐野市	773	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	前日光	鹿沼市、日光市	766	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	西大芦	鹿沼市	2,467	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	古峰原	鹿沼市	709	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	塩原南	那須塩原市	1,283	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	寺尾	栃木市	1,290	ニホンジカ及びイノシシ以外		平成24年11月1日 ～ 平成27年3月31日
25	日光	日光市	5,900	ニホンジカ及びイノシシ以外	平成25年11月1日 ～ 平成27年3月31日	新規
27	北高原山	矢板市、那須塩原市	1,350	ニホンジカ及びイノシシ以外	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	再指定
	南古峰原	鹿沼市、日光市	1,116	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	大荷場	佐野市	773	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	前日光	鹿沼市、日光市	766	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	西大芦	鹿沼市	2,467	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	古峰原	鹿沼市	709	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	塩原南	那須塩原市	1,283	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	茂木	茂木町	730	イノシシ以外		再指定
	高館山	益子町	431	イノシシ以外		再指定
	寺尾	栃木市	1,290	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定
	日光	日光市	5,900	ニホンジカ及びイノシシ以外		再指定

## 4 休猟区の指定

### (1) 方針

近年、ニホンジカやイノシシをはじめとする狩猟鳥獣による農林水産業被害や生態系被害が深刻な状況となっていることから、休猟区の指定に当たり、農林水産業従事者や地域住民等の理解が得られにくい状況にあります。また、狩猟者数は減少しているため、狩猟による捕獲圧が弱まり、狩猟資源を回復させるという休猟区の指定意義が損なわれています。

このため、本計画期間においては、原則として休猟区の指定は行わないこととします。

## 5 鳥獣保護区の整備等

### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の区域境界を明らかにするため、必要な制札を設置します。

また、鳥獣保護区の指定後、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的や鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施を検討します。

なお、保全事業の実施に当たっては、民間団体等の参画やその活動を支援する方法について検討します。

## 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 鳥獣の人工増殖

#### (1) 方針

本県の放鳥計画に対応する健全なキジ、ヤマドリの生産量が確保できるように、養殖事業者に対して増殖体制の整備を指導します。また、感染症の発生状況に応じて情報提供をするとともに、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討します。

#### (2) 人工増殖の支援計画

年 度	狩 猟 鳥 獣	
	鳥 獣 名	指 導 方 法
平成24年度 ～28年度	キジ ヤマドリ	・指導の相手方 栃木県キジ・ヤマドリ養殖組合 ・指導方法 情報提供 ・指導内容 感染症等に関する知識・予防技術の普及指導

### 2 放鳥獣

#### (1) 方針

放鳥事業は、狩猟鳥の保護繁殖のみならず、野生鳥獣の個体数管理や農林水産業等被害防止に社会的な役割を果たす狩猟者の育成に寄与することを目的としています。実施に当たっては関係団体と連携し、各種調査を行うほか、効率的な放鳥方法を検討していきます。

#### (2) 放鳥に関する計画

種類	主体	放鳥地域	平成24年度	平成25年度	平26年度～28年度
			羽	羽	羽
キジ	県	鳥獣保護区	15	15	検討による
		休猟区	105	105	
		その他	945	945	
		県計	1,065	1,065	
	猟友会	その他	検討による		
合計			1,065	1,065	
ヤマドリ	県	鳥獣保護区	15	15	
		休猟区	30	30	
		その他	125	125	
		県計	170	170	
	猟友会	その他	0	0	
合計			170	170	

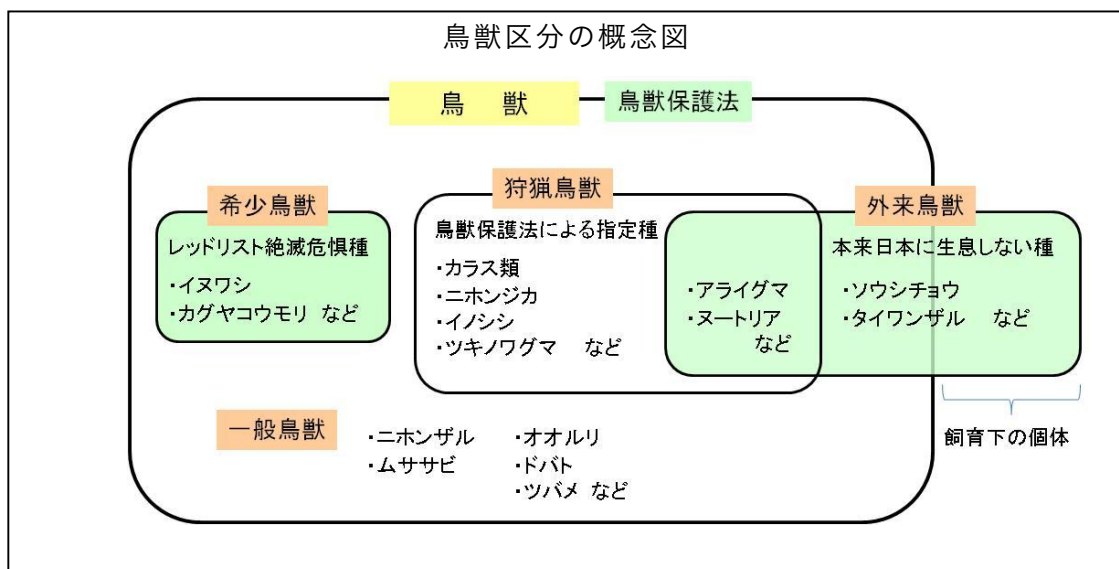
# 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣を以下により区分し、取扱いの方向性を明確にした上で、生物多様性の確保や被害への対策等を含めた、きめ細かな鳥獣保護管理を効果的・効率的に進めます。

区分	説明	取扱いの方向性
希少鳥獣	環境省及び栃木県版レッドリスト絶滅危惧種（イヌワシ、カグヤコウモリなど）	鳥獣保護区の指定などにより、種及び地域個体群の保存を図ります。
狩猟鳥獣	環境省が鳥獣保護法に基づき定める狩猟鳥獣（カラス類、イノシシなど）	特定計画制度等の活用により地域個体群の保護管理を図ります。 栃木県版レッドリスト掲載種（ヤマシギ、アナグマなど）については、狩猟の禁止の措置を検討します。
外来鳥獣	本来日本に生息せず、人為的に海外から導入された鳥獣（ソウシチョウ、アライグマなど）	生態系や農林水産業等へ被害を及ぼすものは、狩猟や有害鳥獣捕獲により積極的な捕獲を推進します。
一般鳥獣	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣（オオルリ、ニホンザルなど）	生息数が著しく増加又は減少している種については、鳥獣保護区や特定計画制度等を活用し、被害の防止と地域個体群の存続を図ります。

その他：国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に被害を生じさせている種は、必要に応じて外来鳥獣に準じた取扱いとします。





## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとします。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとします。

### (1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域においては、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防、若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。
- ⑦ 鳥獣の愛がん飼養を目的とした捕獲

### (2) 許可する場合の基本的考え方

目 的	説 明
① 学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画のもとでのみ行われるものとします。
② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。
③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとします。

④その他特別な事由を目的とする場合	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとします。
a 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合
b 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
c 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
d 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
e 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合
f 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲又は採取する場合等

### (3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、①から③の基準を満たすものとします。ただし、①アのくくりわなの輪の直径及び③の箱わな（ドラム缶型わな）については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去の捕獲実績等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとします。

#### ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

ア くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること

イ とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであること

#### ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること

#### ③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

箱わな（ドラム缶型わな）と銃器の併用に限る

### (4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について、必要に応

じて付すものとしします。

特に住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとしします。

また、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区において捕獲等を許可する場合は、捕獲対象種以外の鳥獣の生息に極力影響を与えないよう銃器の使用は必要最小限とするとともに、区域指定されている場所の中には一般客が利用する場所もあることため、安全を確保する観点からも適切な条件を付すものとしします。

#### (5) 許可権限の市町村長への移譲

捕獲の許可権限を、捕獲の目的や対象鳥獣の種を問わず、引き続き市町村長に移譲することにより許可事務の効率化・迅速化を図ることとしします。また、捕獲等又は採取等を行う区域が複数の市町村にまたがる場合の許可権限は知事が有することとし、申請者に過度の負担を課さないようにします。

#### (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲又は採取の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとしします。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとしします。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとしします。

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

- ① 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置することのないよう指導するものとしします（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第19条で定められた場合を除く。）。
- ② 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとしします。
- ③ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにします。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印票（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとしします。
- ④ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとしします。
- ⑤ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥

獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとします。

- ⑥ 錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとします。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

- ① 鳥獣の保護管理の推進を図る上で必要な場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとします。
- ② 錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとします。
- ③ 傷病鳥獣の救護捕獲においても、上記同様に捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとします。
- ④ 栃木県版レッドリスト掲載種が捕獲等された場合には、捕獲等の日時や位置情報等の情報を収集するものとします。
- ⑤ 必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとします。

## 3 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

#### ① 研究の目的及び内容

次のアからエまでのいずれにも該当するものとします。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めないものとします。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること

#### ② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）とします。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とします。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとします。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。

⑥ 方法

次のア及びイに掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

ア 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと

イ 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次のアからウに掲げる条件に適合するものとします。

ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること

イ 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと

ウ 電波発信機、足環の装着等鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではありません。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕りとします。

## 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

鳥獣による被害発生地における被害軽減のため、関係部局等の連携のもとで総合的な防除対策（環境整備、防除柵設置、誘引物除去等）を行うよう努めるものとします。その中で、必要に応じて有害鳥獣捕獲を実施することにより、被害の防止や軽減を図ります。

また、外来鳥獣等については、積極的な捕獲を行い、当該外来鳥獣等の根絶又は抑制を図ります。

### (2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察表の作成は、事前に被害の発生状況を予測し、計画的かつ効果的な被害防止対策につなげることを目的とします。

予察捕獲の対象種は、下表に記載された種のうち、市町村ごとに被害が甚大であり、過去5年間連続で当該市町村内において捕獲等の実績があり、かつ、予察捕獲によっても個体群に大きな影響が出ないと判断された種とし、地域別予察表を作成することにより種及び捕獲上限数を明示するものとします。

ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

加害鳥獣名	主な被害農林水産物	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲対象種	その他	
カルガモ	水稻	←	←	←	←										県内全域耕作地域	○	
カラス類	果実類、水稻 野菜類、飼料作物	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
スズメ	水稻、麦類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県南地域の水田地域	○	
ムクドリ	果実類														県南地域の果樹園地域	○	
ヒヨドリ																	
キジバト	野菜類、豆類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県南地域の耕作地域	○	
ドバト	野菜類、豆類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県南地域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ハクビシン	野菜類、果実類 飼料作物	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ニホンジカ	スギ、ヒノキ														県北西部から南西部にわたる山地帯から山麓部の農業地域	○	
	野菜、水稻	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←			
ニホンザル	野菜、イモ類 シイタケ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県北部から南西部にわたる山麓部の農林業地域	○	
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県北部から南西部にわたる山地帯の林業地域と山麓の耕作地域		
	飼料作物、野菜 養蜂、果実																
イノシシ	水稻、イモ類、野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県内全域の耕作地域	○	
カワウ	アユ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	県内全域の河川・湖沼	○	臭い、樹木枯死等の被害あり
	アユ以外の魚類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←			

### (3) 鳥獣の適正管理の実施

#### ① 方針

・野生鳥獣の地域個体群の維持と農林水産業等の被害軽減のため、特定計画制度などを活用した科学的・計画的な保護管理を推進していきます。

(I-第3-1「特定計画制度等による対策の推進」参照)

・農林業等被害を及ぼす鳥獣のうち、特定計画等の対象となっていない種については、効果的な捕獲や被害対策を推進することにより、農林業被害の軽減を図ります。

(I-第3-2「特定計画対象種以外の対策の推進」参照)

#### ② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	生息及び被害状況の把握	対策方法の検討	捕獲の実施等	備考
ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ	特定計画による			
ハクビシン	アンケート調査及び捕獲情報により把握します。	効果的な防除方法を情報収集し、その情報を提供します。	安全・効果的な捕獲方法の開発に努めます。	
アライグマ	アンケート調査・捕獲個体モニタリング・痕跡調査により把握します。	効果的な防除方法を情報収集し、その情報を提供します。	安全・効果的な捕獲方法の開発に努めます。	※
カワウ	ねぐら調査により把握します。	広域的な対策のため、関係機関との連携に努めます。	安全・効果的な捕獲方法の開発に努めます。	

※アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定します。

### (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

#### ① 方針

ア 有害鳥獣の捕獲等は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（人身への危害又は植生の衰退や在来種の圧迫等、自然生態系の攪乱を含む。以下「被害等」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止、軽減を図るために行うものとします。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

イ 捕獲等許可は、被害等及び防除対策の状況を的確に把握し、防除対策によっても被害等が防止・軽減できないと認められるときに行うものとします。また、その実施が捕獲対象鳥獣の個体群の拡散をまねく等、様々な影響を及ぼすことを想定した上で慎重に行うものとします。

ウ 外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

エ 県及び市町村は捕獲等許可権限者として、それぞれ「有害鳥獣捕獲等許可取扱要領」を定め、許可事務を行うこととします。

② 許可の基準

ア 許可対象者及び許可期間

鳥獣の種類、捕獲等の方法ごとに、次表のとおりとします。

許可権限者	鳥獣名	方法	期間	許可対象者	
				法人等 (※1)	個人 (※2)
市町村長 (2以上の市町に及ぶ範囲の許可は知事)	カルガモ・キジバト・ヒヨドリ・スズメ・ムクドリ	銃器	60日	○	
		銃器以外	60日	○	○
	ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト	銃器	60日	○	
		銃器・捕獲檻以外	60日	○	○
		捕獲檻	180日	○	○
	ノウサギ・タヌキ・キツネ・イタチ(オス)	銃器	31日	○	
		銃器以外	60日	○	○
	特定外来鳥獣(タイワンリス・アライグマ・ミンク・ヌートリア等)	銃器	31日	○	
		銃器以外	1年	○	○
	ハクビシン・ノイヌ・ノネコ	銃器	31日	○	
		銃器以外	1年	○	○
	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ	銃器	90日	○	※4
		銃器以外	90日	○	○
	ツキノワグマ	銃器・わな	20日	○	
	ネズミ・モグラ類(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	銃器以外	180日	○	○
	カワウ	銃器	90日	○	
		銃器以外(※3)	90日	○	
	上記以外の鳥類	銃器	20日	○	
		銃器以外	31日	○	○
	上記以外の獣類	銃器	20日	○	
銃器以外		31日	○		
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト・カワウの卵の採取等		180日	○	○	
上記以外の鳥類の卵の採取等		31日	○	○	

※1 地方公共団体又は環境大臣が定める法人(平成15年4月16日環境省告示第62号)

※2 被害者又は被害者から依頼を受けた者

※3 カワウをわなで捕獲等する許可については、錯誤捕獲等の発生状況等に問題が生じないことが確認されるまでの間は、試験的な取扱いとします。

※4 わなを使用する場合、個人への許可についても銃器による止め刺しは可能とします。

注：銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とします。

イ 捕獲等の実施者

(ア) 捕獲等の実施者(個人が許可を受けた場合には当該許可を受けた個人。法人等が許可を受けた場合にあってはその監督下において捕獲を行う従事者)は、必要最小限の人数とします。

(イ) 捕獲等の実施者は、原則として次のaからcの各要件を満たしている者とします。

a 当該申請の捕獲等の方法に該当する狩猟免許を受け、原則として捕獲等の従事前1年以内に当該捕獲等の方法に該当する栃木県の狩猟者登録を受け



- た者であること
- b 銃器を使用する場合は、原則として被害等発生の市町村若しくはその周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りではありません。
  - c 過去において、狩猟事故及び狩猟違反がないこと
- (ウ) 以下の場合にあつては、(イ)に掲げる各要件を満たさない者を捕獲の実施者とする事ができるものとします。
- a ネズミ、モグラ類の捕獲等を行う場合
  - b ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンクの被害を受けている住宅敷地又は農地の所有者（管理者）、及びその者から捕獲等の依頼を受けた者が、小型の箱わなを使用して、その住宅敷地又は農地内で捕獲等する場合
  - c 中型哺乳類の捕獲に関する研修を受け、市町の登録を受けた者が、小型の箱わなを使用してハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンクを捕獲する場合
  - d カラス類、ドバトの被害を受けている施設（敷地を含む。以下同じ。）の所有者（管理者）及びその者から捕獲等の依頼を受けた者が、捕獲檻等を使用して、その施設内でカラス類、ドバトの捕獲等を行う場合
  - e 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の獣類を捕獲する場合
- (I) 法人等に対する許可であつて、次の a から c までの要件を全て満たす場合は、(イ)に関わらず、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことを認めることとします。
- a 銃器の使用以外の方法で捕獲すること（銃器を止めさしで使用する場合は除く）
  - b 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許取得者が含まれること
  - c 補助者に対して講習会を実施し、捕獲技術や安全性等が確保されていること

この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲等を行うよう指導するものとします。当該法人等は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとします。また、法人等は、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者の台帳を整備するものとします。

#### ウ 鳥獣の種類・員数

- (ア) 捕獲等許可対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とし、許可する員数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の員数とします。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りではありません。
- (イ) 狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（カワラバト（ドバ

ト)、タイワンシロガシラ、ノヤギ等)以外の鳥獣については、全国的にも被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であるとされており、これらの鳥獣を含む、過去に被害や捕獲の実績がない又は稀な鳥獣に係る捕獲等許可申請については、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防除対策について検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとしします。

- (ウ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b のいずれかに該当する場合に行うものとしします。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りではありません。
- a 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であるか、又は、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合
  - b 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合

## エ 捕獲等の実施時期・区域等

### (ア) 時期及び期間

- a 対処捕獲の期間は、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に防除が実施できる時期において、地域の実情に応じて、捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間としします。
- b 予察捕獲は、第 4-4-(2) 記載の表の時期で、被害等の内容に応じ、被害等の発生する前も含めた適切な時期の必要最小限の期間に実施するものとしします。
- c 期間は、原則として第 4-4-(4) 記載の表の日数を上限としします。
- d 捕獲等対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮しします。
- e 狩猟期間中の捕獲等の許可については一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後各 15 日間の捕獲等の許可については狩猟期間の延長と誤認されることのないよう、それぞれ当該期間に捕獲等を実施する必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとしします。

### (イ) 区 域

- a 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域としします。
- b 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合は、被害等の状況に応じ、市町を越えた広域的な共同捕獲等や捕獲実施期間の連携を行うなど、申請者や関係機関に助言するものとしします。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとしします。
- c 鳥獣保護区、休猟区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域における捕獲等は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じない

よう配慮するものとし、特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとし、また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、有害鳥獣捕獲の推進を図るものとし、

d 銃器に係る特定猟具使用禁止区域での銃による捕獲等をやむを得ず行う場合は、必要最小限の区域及び期間とし、安全性の確保に万全の措置を講じさせることとし、

e 国有林野等で捕獲等を行う場合は、その管理者と事前に協議するよう指導することとし、

#### (ウ) 捕獲等の方法

次の a から h に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

a 原則として、法第 36 条で禁止されている捕獲等の手段を用いることはできません。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性が確保できるものであり、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではありません。

b 空気銃を使用した捕獲等は、鳥獣に対する半矢の危険性を回避するため、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルに限って認めません。ただし、取り逃がす危険性のない状況において使用する場合には、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについてはこの限りではありません。

c 水鳥の鉛中毒を防止するために法第 15 条により指定した指定猟法禁止区域においては、原則として鉛散弾の使用は認めないこととし、

d 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導するものとし、

e わなを使用する場合の許可基準については第 4-2-(3) によるものとし、

f ツキノワグマの生息地域において、イノシシを捕獲等するために箱わなやくくりわなを設置する場合には、その必要性を十分に検討した上で設置を認めるとともに、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとし、また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとし、

g 捕獲等の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合には、結果として対象となる鳥獣を過度に誘引し、被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう、関係者等へ指導するものとし、

h わなを使用してイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを捕獲する場合、個人への許可についても銃器による止め刺しは可能としますが、安全性の確保に万全の措置を講じさせるものとし、

#### ③ 許可に当たっての留意事項

捕獲等に伴う事故の防止等のため、次のアからオのとおり万全の措置を講じさせることとし、

ア 実施に当たっては、事前に関係機関及び関係地域住民等への捕獲等の内容等(趣旨、期間、方法、区域、捕獲等する鳥獣名、従事者名及び許可事項)を周知させることとします。

イ 必要に応じ捕獲等の実施に立ち会う等により、適正な捕獲等が行われるよう対処することとします。

ウ 許可を受けた者が使用する捕獲等のための用具(銃器を除く。)には、用具ごとに必要事項を全て記載した標識の装着を行うよう指導するものとします。

エ 捕獲等の実施に当たっては、許可証又は従事者証を携帯させるとともに、腕章の着用を徹底させるものとします。

オ 環境大臣が定める法人又は地方公共団体が行う捕獲等の場合にあっては、従事者各人に対し、必要に応じ鳥獣捕獲等事業指示書を交付する等、捕獲等の期間、捕獲等の方法、捕獲等を行う鳥獣名及びその数量について指示の徹底を図らせるとともに、従事者に携帯又は着用させる従事者証、指示書及び腕章については、その日の捕獲等終了後回収及び保管させるなど、適正な管理を図らせるものとします。

#### ④ 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域において、当該特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとしますが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとします。

#### ⑤ 捕獲物等の処理等

ア 捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにさせるものとします。

イ 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとします(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として法施行規則第19条で定められた場合を除く。)

ウ 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとします。

オ 捕獲物が違法な捕獲物と誤認されないよう、その管理について指導することとします。特にツキノワグマについては、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止するため、「栃木県クマ類の毛皮等の製品化に係る取扱要領」に基づく目印票(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとします。

カ 捕獲等した個体を飼養又は生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録申請、飼養鳥獣の譲受けの届出及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく手続きを行うよう指導するものとします。

キ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう

指導することとします。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 捕獲の実施体制の整備

狩猟者が減少・高齢化する中において、有害鳥獣捕獲等の従事者を確保した上で効果的に捕獲を実施する体制を整備するため、次のアからケの取組を行います。

ア フォーラムの開催等、狩猟の社会的役割を広く周知することによるイメージアップ

イ 狩猟免許取得方法の説明会の開催

ウ 狩猟免許試験の複数・休日開催による受験機会の増大

エ 捕獲隊と「鳥獣被害防止特措法」に規定する鳥獣被害対策実施隊との連携の推進

オ 市町村又は農林漁業団体職員を捕獲の担い手として育成する取組の促進

カ 新規免許取得者を対象とした講習会・研修会の実施による知識・技術の向上

キ 個体数調整等における捕獲許可の要件緩和

ク 複数の市町村在住狩猟者による広域捕獲隊の編成及び活用の促進

ケ 獣肉の有効利用についての検討

(I-第3-3「狩猟・捕獲従事者の育成確保」参照)

② 関係者間の連携強化による被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、被害等の防除対策に関する関係者が連携し、必要に応じて鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、環境整備、有害鳥獣捕獲等の被害対策を総合的に行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとします。

(I-第3-5「関係主体の連携体制の構築」参照)

## 5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

特定鳥獣については、科学的・計画的に保護管理を行うべきものであり、その捕獲の許可は、以下の基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が策定した鳥獣ごとの特定計画の目標が適正に達成されるよう行われるものとします。

県及び市町村は、捕獲等許可権限者として、それぞれの区域内に生息する特定鳥獣を対象とした「個体数調整鳥獣捕獲等許可取扱要領」を定め、許可事務を行うこととします。

(1) 許可対象者及び許可期間

鳥獣の種類、捕獲等の方法ごとに、次表のとおりとします。

許可権限者	鳥獣名	方法	期間	許可対象者	
				法人等 (※1)	個人 (※2)
市町村長 (2以上の市 町に及ぶ範囲 の許可は知事)	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ	銃器	1年	○	※3
		銃器以外	1年	○	○

※1 地方公共団体又は環境大臣が定める法人(平成15年4月16日環境省告示第62号)

※2 被害者又は被害者から依頼を受けた者

※3 わなを使用する場合、個人への許可についても銃器による止め刺しは可能とします。

(2) 捕獲等の実施者

ア 捕獲等の実施者(個人が許可を受けた場合には当該許可を受けた個人。法人等が許可を受けた場合にあってはその監督下において捕獲を行う従事者)は、必要最小限の人数とします。

イ 捕獲等の実施者は次の(ア)から(ウ)の要件を満たしている者とします。

(ア) 当該申請の捕獲等の方法に該当する狩猟免許を受け、原則として捕獲等の従事前1年以内に当該捕獲等の方法に該当する栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。ただし、イノシシの捕獲等を行う場合にあって、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地など(原則として、被害を受ける農地。ただし、当該農地内では効果的な捕獲ができない場合にあっては、隣接する土地のうち、被害を受ける農地に達する獣道など客観的に設置が必要と認められる場所を含みます。)において使用する場合にあっては、狩猟者登録を要件から外し、狩猟者登録を行うときに必要となる損害賠償保険と同等の保険に加入していることを要件とします。

(イ) 銃器を使用する場合は、原則として被害等発生の市町若しくはその周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りではありません。

(ウ) 過去において、狩猟事故及び狩猟違反がないこと

ウ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカを捕獲する場合にあっては、イに掲げる各要件を満たさない者を捕獲の実施者とすることができるものとします。

エ 法人等に対する許可であって、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす場合は、イに関わらず、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことを認めることとします。

(ア) 銃器の使用以外の方法で捕獲すること(銃器を止めさしで使用する場合を除く)

(イ) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許取得者が含まれること

(ウ) 補助者に対して講習会を実施し、捕獲技術や安全性等が確保されていること

この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲等を行うよう指導するものとします。当該法人等は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとします。また、

法人等は、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者の台帳を整備するものとします。

(3) 鳥獣の種類・員数

捕獲数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な員数(羽、頭、個)とします。

(4) 期 間

ア 捕獲期間は、特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とします。

イ 捕獲対象種以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮します。

ウ 狩猟期間中及びその前後における許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と誤認されることのないよう、また狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されることがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応します。

(5) 区 域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

(6) 方 法

次のアからクに適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

ア 原則として、法第36条で禁止されている捕獲等の手段を用いることはできません。ただし、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性が確保できるものであり、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではありません。

イ 空気銃を使用した捕獲等は、鳥獣に対する半矢の危険性を回避するため、認めません。ただし、取り逃がす危険性のない状況において使用する場合には、この限りではありません。

ウ 水鳥の鉛中毒を防止するために法第15条により指定した指定猟法禁止区域においては、原則として鉛散弾の使用は認めないこととします。

エ 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導するものとします。

オ わなを使用する場合の許可基準については第4-2-(3)によるものとします。

カ ツキノワグマの生息地域において、イノシシを捕獲等するために箱わなやくくりわなを設置する場合には、その必要性を十分に検討した上で設置を認めるとともに、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとします。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとします。

キ 捕獲等の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合には、結果として対象となる鳥獣を過度に誘引し、被害等の発生の遠因を生じさせるこ

とのないよう、関係者等へ指導するものとします。

ク わなを使用してイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを捕獲等する場合、個人への許可についても銃器による止め刺しは可能としますが、安全性の確保に万全の措置を講じさせるものとします。

## 6 その他特別の事由の場合

それぞれの区分ごとの許可の範囲については、下表のとおりとします。

区 分	許可対象者	鳥獣の種類・数量	期間	区 域	方 法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員	必要と認められる種類及び員数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として法第2条第2項で定める法定猟法及び法第12条第1項第3項で定める使用が禁止されている猟法以外の方法によること。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び員数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、法第28条第1項（鳥獣保護区）、法第34条第1項（休猟区）及び法第35条第1項（特定猟具使用禁止区域）並びに規則第8条（公道等）で定める区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。	網・わな又は手捕り
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者であって原則として県内に住所を有する者。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の員数（羽、頭、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象地と同様の遺伝的特性を持つ個体とする。			
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限。捕獲し、行事に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに上げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。	原則として法第2条第2項で定める法定猟法及び法第12条第1項第3項で定める使用が禁止されている猟法以外の方法によること。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
その他特別な事由	捕獲の目的に応じて個々の案件ごとに判断するものとする。 環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱うものとする。				



## 7 鳥獣の飼養の適正化

### (1) 方針

(Ⅰ－第3－12「鳥獣の飼養の適正化」参照)

愛がんを目的とした鳥獣飼養登録申請については、新規にはこれを認めないよう、また、飼養登録の更新等の事務に当たっては、次の①から④の事項に留意し審査を厳正に行うよう、市町に協力を求めるものとします。

- ① 登録票の更新は、装着個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと
- ② 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うこと
- ④ 県外において愛がん飼養の目的で捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合は、譲渡の経緯等を確認して1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること

### (2) 飼養適正化のための指導内容

・様々な広報媒体を利用し、県民、鳥獣販売業者（ペットショップ等）等に対して普及啓発を行います。

(Ⅱ－第9－6－(5)「法令の普及徹底」参照)

・愛がんを目的とした違法な捕獲や飼養を防止するため、山林内や鳥獣販売業者等に対しての巡視を実施します。

(Ⅱ－第8－6「取締り」参照)

・普及啓発や取締りに当たっては、「栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会」及び「地区野生鳥獣捕獲・飼養連絡会」を構成する関係機関と連携して実施します。

## 8 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとします。

- ① 販売の目的が法第24条第1項及び規則第23条に規定する目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとします。

# 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項

## 1 特定猟具使用禁止区域

### (1) 指定方針

① 特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定することとします。

#### a 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している区域、住宅団地、工業団地、ゴルフ場、学校、病院、公園等の区域及びその周辺など人の所在する可能性が高い場所、ハイカーや観光客等の入山が常時ある山林区域、その他地域住民の要望があつて特に必要と認める区域

#### b 静穏を保持するための区域

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺及び境内）

#### c わな猟に伴う危険を予防するための区域

学校、子どもの遊び場及びその周辺、自然観察路や野外レクリエーションが多く行われる場所、その他地域住民の要望があつて特に必要と認める区域

② 新規の指定に当たっては、市町と連携しながら特定猟具による危険箇所や住民の要望を的確に把握し、利害関係者等の意見を聴取した上で、必要に応じて指定します。

③ 指定期間は10年間とし、本計画期間内に指定期間が満了する区域については、原則として再指定します。

④ 近接する既指定の特定猟具使用禁止区域については、整理統合に努めます。

（I－第3－4「狩猟の適正化と事故防止」参照）

### (2) 指定計画

区 分		既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	計画期間中の増減 (B) = (C) - (D)	計画終了時の特定 猟具使用禁止区域 (A) + (B)
銃猟に伴う危険を予 防する区域	箇所	221	-1	220
	面積 (ha)	120,234	-2,805	117,429
わな猟に伴う危険を 予防する区域	箇所			0
	面積 (ha)			0

区 分	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域							本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域					
	24年度	25	26	27	28	計 (C)	24年度	25	26	27	28	計 (D)	
銃猟に伴う危険を 予防する区域	箇所	24	31	26	21	22	124	25	31	26	21	22	125
	面積 (ha)	12,691	15,210	3,854	39,976	14,216	85,947	15,496	15,210	3,854	39,976	14,216	88,752
わな猟に伴う危険 を予防する区域	箇所						0						0
	面積 (ha)						0						0

※新規指定は必要に応じ指定するため、既指定区域の再指定又は廃止計画のみ掲載。

## (3) 特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定内訳

年度	番号	所在地	名称	面積 (ha)	指定期間	備考
24年度	A22	宇都宮市	宇都宮北部	261	10	再指定
	A35	宇都宮市	イーストウッドカントリークラブ	110		
	B18	栃木市	西方ゴルフ倶楽部	112		
	C11	宇都宮市、日光市	ピートダイゴルフクラブVIPコース	92		
	C12	鹿沼市、日光市	サンレイク・パークレイ	248		
	C3	日光市、塩谷町	小佐越・高柴	431		
	D26	塩谷町	東荒川ダム	40		
	D27	さくら市	ザ・ミレニアムゴルフクラブ	76		
	D30	矢板市	片岡	519		
	D41	塩谷町	宇都宮大学船生演習林	532		
	D8	矢板市、塩谷町	コリーナ矢板・ロベ倶楽部	307		
	E23	大田原市	佐久山東	400		
	E25	大田原市	佐久山	45		
	E41	大田原市	ニューセントアンドリュースゴルフクラブ	145		
	E46	那須塩原市	関谷	813		
	F1	那珂川町	小川中央	1,320		
	F12	那須烏山市、高根沢町	高根沢東北部・南那須鴻野山	1,060		
	F15	那須烏山市	南那須芳朝寺	58		
	G12	壬生町	壬生北小林	401		
	G16	栃木市	都賀大柿	278		
	G4	栃木市、岩舟町	栃木西部	894		
	G53	小山市	小山網戸	60		
	G54	壬生町	壬生藤井	141		
G9	足利市	足利	4,348			
G23	栃木市、小山市、野木町	渡良瀬遊水地	-2,805		廃止※	
25年度	A37	芳賀町	給部	65	10	再指定
	A39	芳賀町	芳賀上与能	20		
	A4	益子町、市貝町、芳賀町	芳賀・市貝・益子	4,423		
	A40	芳賀町	芳賀城興寺	68		
	A41	茂木町	那珂川ゴルフ倶楽部	305		
	A43	茂木町	日産ディーゼル工業（株）茂木試験場	125		
	A44	茂木町	希望ヶ丘カントリークラブ	115		
	A45	芳賀町	芳賀東部	343		
	A54	茂木町	木幡地区	134		
	A55	茂木町	菅又調整池	32		
	B11	鹿沼市	栗野深程	638		
	B15	栃木市、鹿沼市	真名子カントリークラブ	678		
	B16	栃木市	大倉カントリークラブ	192		
	C4	日光市	日光・今市	2,745		
	D12	さくら市	鷲宿・大日向カントリー倶楽部	314		
	D2	宇都宮市、さくら市、高根沢町	氏家・宝積寺	3,095		
	D28	塩谷町	塩谷泉	57		
	D29	矢板市	矢板西小学校	55		
	D31	さくら市	ニッカウイスキー	27		
	D32	さくら市	喜連川	605		
	D33	さくら市	セブンハンドレッド	100		
	E36	那須塩原市	木綿畑	454		
	E42	那須塩原市	百村	3		
	E43	那須塩原市	黒磯渡辺・佐野	38		
	F17	那須烏山市、茂木町	アロハカントリークラブ	45		
	F18	那珂川町	馬頭ゴルフ場	170		
	G35	栃木市	都賀町憩の森	15		
	G36	栃木市	都賀町総合運動場	42		
	G37	小山市	小山	146		
	G41	栃木市、岩舟町	東武藤が丘カントリー倶楽部	86		
G42	佐野市	足利カントリークラブ	75			

年度	番号	所在地	名称	面積 (ha)	指定期間	備考			
26年度	A3	宇都宮市	飯山・篠井	138	10	再指定			
	A36	益子町	大郷戸	6					
	A56	市貝町	芳那の水晶湖	100					
	A57	宇都宮市	鬼怒川緑地公園	94					
	B2	鹿沼市	鹿沼白桑田	97					
	C1	日光市	足尾町総合福祉施設	44					
	C14	日光市	外山	97					
	C16	日光市	清滝丹勢町	15					
	D1	塩谷町	塩谷工業団地	40					
	D34	塩谷町	栃の木カントリークラブ	106					
	D42	矢板市、さくら市	喜連川工業団地	307					
	E30	那須町	喜美の森ゴルフクラブ	163					
	E31	大田原市、那須町	藤和那須カントリークラブ	120					
	E32	大田原市	練貫	128					
	E4	大田原市	黒羽大輪	160					
	F2	那須烏山市	烏山城カントリークラブ	422					
	F20	那珂川町	仲妻・原	130					
	G2	栃木市	大平西山田	127					
	G21	壬生町	壬生町運動公園	107					
	G28	佐野市	秋山学寮	360					
	G39	佐野市	田沼西中学校	323					
	G45	宇都宮市、壬生町	宮の森カントリー倶楽部	130					
	G46	栃木市	都賀カントリー倶楽部	30					
	G50	壬生町	壬生町牛塚古墳	95					
	G55	佐野市	佐野クラシックゴルフ倶楽部	159					
	G58	小山市、下野市	南河内	356					
	27年度	A1	宇都宮市、鹿沼市、上三川町	宇都宮中央			19,964	10	再指定
		A18	茂木町	ツインリンク茂木			648		
A5		宇都宮市	ロイヤルカントリー	231					
A58		宇都宮市	エコパーク板戸	40					
B12		鹿沼市	永野	278					
B19		鹿沼市	板荷	177					
B3		鹿沼市、壬生町	鹿沼中央	6,033					
B5		鹿沼市	下沢	21					
C15		日光市	日光市西町	165					
C17		日光市	ウィングフィールドゴルフクラブ	89					
D4		矢板市	矢板カントリークラブ	120					
D5		さくら市	氏家コロニー	60					
E33		大田原市	ゴルフ倶楽部ゴールデンウッド	111					
E44		大田原市	佐良土	174					
E47		大田原市	乙連沢	284					
E6		大田原市	報知チサンカントリー	148					
F3		那須烏山市	那須城ゴルフ場	90					
G1		佐野市	佐野駒場	317					
G5		小山市	小山高椅	190					
G57		佐野市	田沼・葛生	2,749					
G6		小山市、野木町	小山・野木	8,087					
28年度		A11	茂木町、市貝町	関東国際カントリークラブ	100	10	再指定		
		A26	真岡市	真岡・二宮	3,401				
		B6	鹿沼市	グレンピークマナーゴルフクラブ	135				
		C18	日光市	ラインヒルゴルフクラブ	76				
		D10	矢板市	矢板寺山ダム	21				
		D43	塩谷町	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	23				
		D7	矢板市	矢板運動公園	120				
	E1	那須塩原市	大黒磯	3,490					
	E27	大田原市	那須黒羽ゴルフクラブ	98					
	E34	大田原市	黒磯カントリー倶楽部	103					
	E45	那須塩原市	塩原宇都野	264					
	E48	那須町	高久乙	165					

年度	番号	所在地	名称	面積 (ha)	指定期間	備考
28年度	E8	大田原市、那須塩原市	なすの	3,911	10	再指定
	G26	栃木市	吾妻古墳	302		
	G43	佐野市	蓬山ログビレッジ	20		
	G48	足利市	足利城ゴルフ倶楽部	140		
	G59	下野市	南河内祇園原	340		
	G61	下野市	下野市田川流域	426		
	G62	下野市	下野市西部及び姿川流域	545		
	G63	下野市	下野市北西部	366		
	G64	足利市	足利市菅田町	103		
	G7	佐野市	葛生仙波・板東	67		

※渡良瀬遊水地特定猟具使用禁止区域（銃猟）の廃止は、渡良瀬遊水地鳥獣保護区の指定状況による。

## 2 特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用に伴う危険の防止又は静穏の保持のため、狩猟者が集中して入猟することが予想される場合には、必要に応じ特定猟具使用制限区域を指定し、当該猟具を使用する入猟者数を制限するものとします。

## 3 指定猟法禁止区域

鉛散弾による水鳥の鉛中毒事故の防止を図るため、平成13年度（一部については平成12年度）から、鬼怒川（3,761ha）及び渡良瀬川（261ha）を鉛散弾に係る指定猟法禁止区域に指定しています。

今後も鳥獣の鉛中毒の状況等により、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を検討します。

（I－第3－9「狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護」参照）

## 4 猟区

本計画においては、猟区に狩猟者を育成する機能があることを普及し、狩猟者団体等が設定を検討する場合には適切な助言を行うものとします。

設定が認可された場合には、猟区の設定者と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成を図る取組を行うものとします。

## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成

#### (1) 方針

- ・野生鳥獣の地域個体群の維持と農林水産業等の被害軽減のため、特定計画制度を活用した科学的・計画的な保護管理を推進していきます。
- ・計画の策定に当たっては、野生鳥獣保護管理連絡調整会議の場を通じて、関係機関の情報の共有や意識の統一を図るとともに、獣医師会や猟友会との連携を図りつつ適切な保護管理に努めます。

(I-第3-1「特定計画制度等による対策の推進」参照)

#### (2) 作成計画

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成27年度 ※平成22年 3月二期計 画策定済	適切な保護管理	ツキノワグマ	平成27年度～31年度 (H27. 4. 1～H32. 3. 31)	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、岩舟町、塩谷町、那須町	10市町
平成27年度 ※平成22年 3月二期計 画策定済	適切な保護管理	イノシシ	平成27年度～31年度 (H27. 4. 1～H32. 3. 31)	県内全域	26市町
平成29年度 ※平成24年 3月五期計 画策定済	適切な保護管理	ニホンジカ	平成29年度～33年度 (H29. 4. 1～H34. 3. 31)	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、岩舟町、塩谷町、那須町	10市町
平成29年度 ※平成24年 3月三期計 画策定済	適切な保護管理	ニホンザル	平成29年度～33年度 (H29. 4. 1～H34. 3. 31)	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、岩舟町、塩谷町、那須町	10市町

### 2 実施計画の作成

#### (1) 方針

地域によって被害や対策の実情は異なることから、市町村が作成して実行する地域計画及び被害防止計画の作成を促進するとともに、県は必要な情報の提供や技術的支援を行います。

(I-第3-1「特定計画制度等による対策の推進」参照)

#### (2) 作成計画

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
市町村による	地域の実情に応じた適切な保護管理	市町村による	市町村による (原則として3年計画)	県内全域の各市町村単位	26市町

# 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

## 1 基本方針

- ・鳥獣の生息実態を把握するための調査を実施します。得られた情報については県民の森管理事務所を中心として解析を行い、鳥獣保護事業に活用していきます。
- ・狩猟や有害鳥獣捕獲等の際に得られるデータは、統一様式により継続的に収集します。
- ・栃木県版レッドリストに記載された種及び、農林業等に被害を与える外来鳥獣については、狩猟者へのアンケート等により分布状況の把握に努めます。
- ・獣害対策推進会議（1-第3-5参照）において、県庁内関係部局との連携を図ることにより、野生獣出没情報の収集に努めます。
- ・各種調査の実施に当たっては、国土標準メッシュを基準として収集することにより情報の統一化を図るとともに、地理情報システム（GIS）などを活用したデータの蓄積と解析について検討します。

## 2 鳥獣保護対策調査

### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を実施します。

### (2) 鳥獣生息分布調査

- ・狩猟や有害捕獲の報告、獣害対策推進会議での情報収集、アンケート調査、現地調査、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査します。
- ・保護対策や被害対策を講じていく上で重要な種（栃木県版レッドリスト記載種、イノシシなど被害が増加している種）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成します。

### (3) 希少鳥獣等保護調査

- ・栃木県版レッドリスト記載種のうち、早急に保護対策を講じる必要があると考えられる希少鳥獣については、文献資料調査や現地調査等の生息状況調査を実施するとともに必要に応じて保護対策を講じます。
- ・その他のレッドリスト記載種についても生息状況等の把握に努め、調査結果を栃木県版レッドリストの見直しに役立てます。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
希少鳥獣 (イヌワシ、カグヤ コウモリなど)	平成24 ～28年度	分布調査～既存資料の整理、分析 による。必要に応じて鳥獣保護員 等による現地調査を行う。	全県	通年



(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

本県に所在する渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数について調査します。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査に合わせて行います。

また、本調査と同時に、カワウの生息数調査も行います。

対象地域名		
①宇都宮市赤川ダム	⑩小山市思川・観晃橋	那須塩原市静沼
② // レイクランドCC	⑪ // 思川・島田橋	さくら市抜け土溜池・新溜池
③足利市渡良瀬川	⑫真岡市井頭公園	2 // 紫塚ゴルフ倶楽部
④栃木市皆川城CC	⑬大田原市羽田沼	那須烏山市烏山城CC
⑤ // 渡良瀬貯水池	⑭ // セントアクトリスGC	4 // 那珂川・舟戸
⑥鹿沼市鹿沼CC	& // 琵琶池	益子町ペンタックス工場
⑦ // 思い川GC	' // 鶯谷公園	那須町塩田調整池
⑧ // 鹿沼72CC	( // 美原公園	芳賀町唐桶溜
⑨日光市湯ノ湖	) // 那珂川-湯殿大橋	i // 御料牧場
⑩ // 中禅寺湖	* // 羽田沼近くの水田	塩谷町東古屋湖
⑪ // 所野発電所	矢板市寺山ダム	k // 東荒川ダム
⑫ // 五十里湖	那須塩原市塩原ダム	高根沢町東雲GC
⑬ // 川治ダム	- // 赤田調整池	m // 桑窪生活環境保全林
⑭ // 杉の郷CC	. // 戸田調整池	親水公園
⑮ // 大室ダム	/ // 板室ダム	那須町矢ノ目ダム
		o // 千振湖

※生息状況に応じて適宜調査対象地域を検討します。

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定や管理などを適正に行うため、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等の調査を実施します。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
新規に指定する鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域	H24～H28	文献調査又は聞き取り調査を行い、生息する鳥獣の種類、生息環境等を把握する。なお、必要に応じて、現地調査（ルートセンサス法）を行う。	
既設の鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域	H24～H28	鳥獣の生息状況について、聞き取り調査又は現地調査を行い、指定効果を把握する。	

### 3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣の生息状況や捕獲状況についての調査を行います。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣について、狩猟及び有害鳥獣捕獲の際の捕獲報告や、捕獲個体からのサンプルを収集することなどにより、生息分布や生息状況を把握します。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
ニホンジカ	平成24 ～28年度	捕獲日、性別、捕獲場所	捕獲報告の収集	
		体格、年齢、妊娠状況	計測とサンプル収集	日光鳥獣保護区内 個体数調整のみ
		生息密度調査	区画法、定点法	
		生息・出没状況調査	センサーカメラ	
ニホンザル	平成24 ～28年度	捕獲日、性別、捕獲場所	捕獲報告の収集	
		生息・出没状況調査	センサーカメラ	
ツキノワグマ	平成24 ～28年度	体格、年齢	捕獲報告の収集	有害鳥獣捕獲のみ
		胃内容物、栄養状態	サンプルの収集	有害鳥獣捕獲のみ
		捕獲日、性別、捕獲場所	捕獲報告の収集	
		生息・出没状況調査	センサーカメラ	
イノシシ	平成24 ～28年度	捕獲日、性別、捕獲場所	捕獲報告の収集	
		生息・出没状況調査	センサーカメラ	
その他の 狩猟鳥獣	平成24 ～28年度	捕獲場所	捕獲報告の収集	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥場所及び放鳥数の検討をするため、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識により、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性の調査を行います。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ ヤマドリ	平成24 ～28年度	別途検討 別途検討	足環	別途検討 別途検討	捕獲報告の収集	オス オス

(4) 狩猟実態調査

狩猟の捕獲効率を把握するため、狩猟カレンダーにより入猟日数、場所、捕獲数、目撃数についての情報を収集します。

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
ニホンジカ イノシシ	平成24 ～28年度	入猟日、入猟場所、捕獲数、目撃数	狩猟カレンダー の収集	

## 4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

有害鳥獣の科学的・計画的な保護管理を進めるため、生息調査や情報収集を行います。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ	平成24～28年度	(Ⅱ-第7-3-(2)「狩猟鳥獣生息調査」参照)		
ニホンザル	平成24～28年度	(Ⅱ-第7-3-(2)「狩猟鳥獣生息調査」参照) 群れの加害レベルと出没状況	市町のパトロール員による情報収集	
カワウ	平成24～28年度	捕獲日、捕獲場所	捕獲報告の収集	ガン・カモ調査と同時実施
		就埒・採餌羽数調査	カウント調査	
		個体数調査	カウント調査	
アライグマ ハクビシン	平成24～28年度	(Ⅱ-第4-4-(3)「鳥獣の適正管理の実施」参照)		
その他、狩猟鳥獣となっている有害鳥獣	平成24～28年度	(Ⅱ-第7-3-(2)「狩猟鳥獣生息調査」参照)		

## 第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣保護行政を積極的に推進し、鳥獣保護事業を適正かつ円滑に執行するために、担当職員の適正な配置と研修等の充実を図るものとします。

(I-第3-6「保護管理を担う人材の育成と活用」参照)

#### (2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・対象者	備考
鳥獣保護行政担当職員研修	県	4月	年1回	全県	40	鳥獣保護業務全般行政担当職員	講師 県職員
鳥インフルエンザ対応及び傷病野生鳥獣救護事業研修	県	4月	年1回	全県	20	鳥インフルエンザ対応と傷病野生鳥獣の取扱い行政担当職員	講師 県職員
野生鳥獣捕獲飼養適正化研修	県	9月	年1回	全県	20	種の見分け方行政担当職員	講師 野鳥の会員
里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム	県・宇都宮大	通年	コースにより異なる	全県	希望者	鳥獣保護管理に係る知識・技術の習得	講師 大学教授、県職員等
野生生物保護研修	国	9月	年1回	全国	2	鳥獣保護全般行政担当職員	講師 環境省学識経験者
特定鳥獣保護管理研修	国	9月	年3回	全国	6	特定鳥獣保護管理行政担当職員	講師 環境省学識経験者

### 2 鳥獣保護員

#### (1) 方針

鳥獣保護員は、狩猟の取締りや指導、鳥獣保護区等の管理、鳥獣の生息状況に関する調査等を行い、県の鳥獣保護事業を補助する役割を担ってきましたが、近年では地域における鳥獣保護管理に関する助言や指導など、より広範な分野での活動も要請されていることから、採用における公募制導入の検討や研修制度の充実を図り、その専門性を高めていきます。

#### (2) 設置計画

基準 設置数	平成23年度末		年度計画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度 計 (C)	充足率 (C/A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
30	30	100	30	30	30	30	30	30	100

※鳥獣保護員は、自然監視員を兼務しています。

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の管理	←											→
狩猟取締り								←	←	←	←	→
違法捕獲・飼養取締り	←											→
鳥獣生息等調査	←											→
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人	内容・目的
自然保護関係研修会	県	4月	1回	全県	初任者	鳥獣保護法、生物多様性関係知識の習得
里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム	県・宇都宮大学	通年	コースにより異なる	全県	希望者	鳥獣保護管理に係る知識・技術の習得

### 3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

- ・ 狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の数を調整し生態系や農林水産業等被害を防止する役割があります。このため、捕獲の担い手である狩猟者を育成確保するとともに、その知識・技術の向上を図り、野生鳥獣の適正な保護管理を推進します。

(I-第3-3「狩猟・捕獲従事者の育成確保」参照)

- ・ 鳥獣の保護管理対策を推進するため、行政機関を含め対策が必要とされる現場において、専門的な知識や技術等を有する人材を適切に配置できるよう努めます。

(I-第3-6「保護管理を担う人材の育成と活用」参照)

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム	県・宇都宮大学	4月～3月	コースにより異なる	全県	希望者	野生鳥獣保護管理における地域の指導者の育成	
わな猟初心者研修	県	9月～1月	2回程度	全県	30人(各回)	わなによる捕獲技術の向上	狩猟者対象

(3) 狩猟者の減少防止対策

(I-第3-3「狩猟・捕獲従事者の育成確保」参照)

## 4 科学的保護管理の拠点機能の充実

科学的保護管理の拠点となる試験研究機関における、調査研究、人材育成、情報発信、行政施策に連携した技術支援などの機能の充実を図ります。

(I-第3-7「科学的保護管理の拠点機能の充実」参照)

## 5 傷病鳥獣救護の拠点機能の充実

### (1) 方針

県民の森管理事務所を傷病鳥獣救護の拠点として、診療・飼養体制の充実を図ります。同時に、施設の位置や運営体制のあり方等について、検討を行います。

また、県民の森管理事務所を、ボランティアの育成及び情報交換の場として活用します。

(I-第3-11「適切な傷病鳥獣救護事業の展開」参照)

### (2) 施設整備計画

名称	整備年度	施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
県民の森管理事務所	平成24～28年度	矢板市	野生鳥獣保護施設 1,720㎡	傷病鳥獣が自然復帰できるまでの救護施設	傷病鳥獣の救護及び自然復帰 傷病鳥獣救護事業についての普及啓発	

## 6 取組み

### (1) 方針

- ・愛がん飼養を目的とした鳥獣の違法な捕獲を防止するため、「栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会」及び「地区野生鳥獣捕獲・飼養連絡会」を構成する関係機関と連携して、山林内や鳥獣の販売業者（ペットショップ等）に対しての巡視を実施します。
- ・県民から鳥獣の違法な捕獲や飼養に関する情報が寄せられた場合は、関係機関の協力を得ながら、調査・指導を行います。
- ・任意放棄又は押収された個体を自然復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲された地域で放鳥獣を実施するよう努めます。

(I-第3-12「鳥獣の飼養の適正化」参照)

(2) 年間計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟の取締り（狩猟期間及びその前後を含む）											←	→	
販売業者に対する取締り		↔					↔						
違法捕獲・飼養の取締り	←												→
かすみ網の違法使用・所持・販売の防止	←												→

## 7 必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとします。また、鳥獣保護管理と密接な関係にある里山をはじめとする森林整備事業については、とちぎの元気な森づくり県民税を活用して実施します。

## 第9 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(I-第1「現状と課題」参照)

### 2 狩猟の適正管理

- ・ 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとします。
  - ・ 各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地の利用状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めます。
- (I-第3-3「狩猟・捕獲従事者の育成確保」、I-第3-9「狩猟鳥獣の捕獲規制等による鳥獣の保護」参照)

### 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

野生鳥獣は生態系の一部であり、自然の中での生死がその重要な役割であるという原則を踏まえ、傷病鳥獣への対応を通じ、人と野生鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図ると同時に、感染症等野生鳥獣の保護管理に役立つ情報を収集します。

また、傷病鳥獣の救護活動は、多くの人々の協力なしには展開できないため、ボランティア団体等との連携を強化します。

(I-第3-11「適切な傷病鳥獣救護事業の展開」参照)

#### (2) 救護を行うに当たっての留意事項

- ・ 救護事業は生物多様性の保全の一環として地域個体群の維持を主目的として行います。
- ・ 野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であり、生きていても死んでいても生態系の食物連鎖の中で一定の役割があるため、偏った動物愛護的な救護は行わないこととします。
- ・ 人間の生活圏と一部の野生鳥獣の生息域は重なってきており、これにともなって深刻な農林水産業等の被害をもたらしている種があることに留意して、救護の対象を選別します。
- ・ 鳥獣にとって、他の動物（人間を含む）に捕獲されることによるストレスは計り知れないものであることに留意して、事業を行います。
- ・ 人獣共通感染症は未解明な部分が多く、安易に鳥獣に接触することは危険なこ



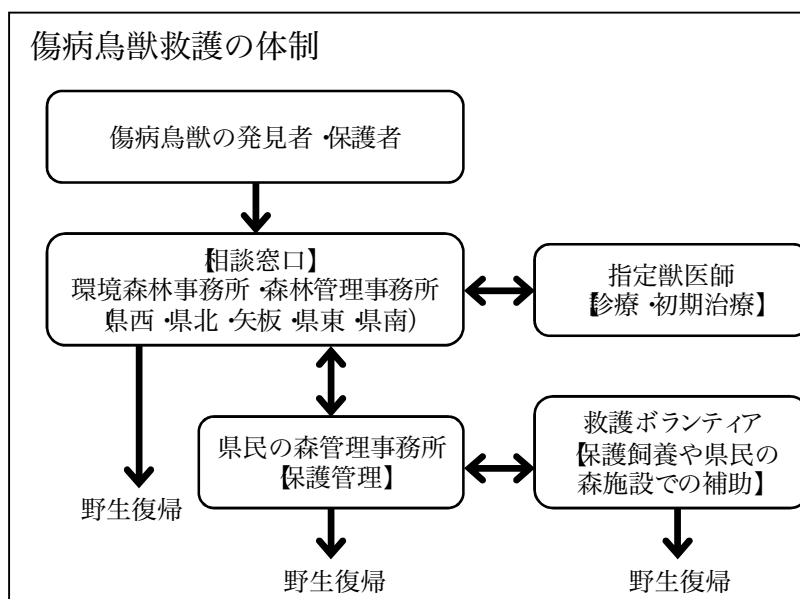
とから、その予防対策に努めます。

### (3) 事業の実施

- ・ 救護の対象は、原則として、人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した野生鳥獣とします。
- ・ 原則として救護の対象としない種は下表のとおりとします。

( I - 第 3 - 11 「適切な傷病鳥獣救護事業の展開」 参照)

区 分	種
狩猟や特定計画等の対象種のうち、特に生息数が多い種、又は深刻な農林水産業被害等をもたらす種	ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ムクドリ、ゴイサギ、カワウ、ドバト ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン
外来生物法に基づく特定外来生物	アライグマ、ソウシチョウなど特定外来生物に指定された鳥獣の全て
環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある種	ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ
飼育由来の個体との区別が困難な種	ノイヌ、ノネコ



## 4 安易な餌付けの防止

### (1) 方 針

鳥獣への安易な餌付けが、人身被害や農林業被害等の誘因となることや、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあることを広く県民に周知します。

( I - 第 3 - 13 「鳥獣への理解を深める活動の推進」 参照)

(2) ホームページ、パンフレット、看板等により行う具体的な普及啓発事項

区 分	内 容
餌付けの影響	本来、野生鳥獣は自然環境下で十分自力で採餌することができ、生きていくため（越冬するため等）には餌付けは必要ではなく、逆に餌付けを行うことにより鳥獣の行動様式の変化、人的・農林業被害の誘因や生態系・鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、愛玩や観光目的のために安易に餌付けを行うことは好ましくないこと
希少種の保全	例え希少種であっても、個体数の回復を望むのであれば、まずはその生息環境を改善することが重要であること
結果として餌付けとなる行為	生ゴミや未収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置等により、結果として野生鳥獣が農作物等の味を覚えてしまうことがあること
観光客等による餌付けへの対応	特に観光客や地域住民による餌付けが頻繁に行われている場所については、餌付けを行うことによる地域生態系への影響や餌付け対象鳥獣の行動の変化等があることを看板や講習会等により周知徹底を図ること

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
普及啓発	←												→	ホームページ・パンフレット	県民
	←												→	観察会・講習会等	保護団体・市町村職員等

(3) 安易でない餌付けの例

- ① 希少種等の生息環境が改善されるまでの計画的な給餌
- ② 学校教育現場等で主に環境教育のために設置する小規模な餌台等

## 5 感染症や放射性物質への対応

- ・ 狩猟者や県民に対して、野生鳥獣が関わる感染症や放射性物質に対する適切な理解を促進します。
- ・ 特に、人や家畜に伝播するおそれのある高病原性鳥インフルエンザ等の感染症や人体への影響を及ぼすおそれのある放射性物質への対応に当たっては、県民等への適切な情報提供により社会的な不安の発生防止や解消に努めます。

(I-第3-10「感染症や放射性物質への対応」参照)

## 6 鳥獣への理解を深める活動の推進

(1) 方 針

野生鳥獣をその生息環境とともに次世代に引き継いでいくため、NPOなどとの連携のもと、野生鳥獣の生態や保護管理の必要性などについての学習や、自然を大切にすることを育むために必要な取組や運動を推進します。

(I-第3-13「鳥獣への理解を深める活動の推進」参照)

(2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○愛鳥週間ポスターコンクール及び入賞作品展	←→				←→							
○野鳥巡回写真展									←→			
○とちぎ県政出前講座 (要望により実施)	←											→
○広報活動(HP、パンフレット等) ・鳥獣の生態、保護管理の必要性等	←											→
・NPO等の鳥獣観察会、生息環境 保護活動紹介	←											→
・鳥獣保護区の鳥獣観察ポイント、 生息鳥獣の紹介	←											→
・傷病鳥獣救護制度の紹介	←											→
○傷病鳥獣救護講習会	←→											

(3) 愛鳥週間行事等の計画

	平成24年度～28年度
愛鳥週間行事、広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛鳥週間ポスターコンクール入賞作品展示</li> <li>・ひなを拾わないでキャンペーン</li> </ul>

(4) 野鳥の森等の整備

身近な鳥獣の生息地である鳥獣保護区の観察ポイントやそこに生息する鳥獣をホームページやパンフレットにより紹介することにより、県民が鳥獣への理解を深める活動を促進します。

(I-第3-13「鳥獣への理解を深める活動の推進」参照)

(5) 法令の普及徹底

- ・鳥獣の捕獲や飼養の制度について、県民や動物と接する機会が多い輸入鳥獣の販売業者等に対して普及啓発を行います。普及啓発は、鳥獣の適正な捕獲や飼養を推進するために設置されている「栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会」及び「地区野生鳥獣捕獲・飼養連絡会」を構成する関係機関と連携して行うこととします。
- ・狩猟に関する法令やマナーの遵守について、様々な機会を通じ狩猟者に対して普及啓発を行います。
- ・被害対策のため狩猟免許を取得しようとする農林業事業者が増加していることから農林業団体に対し、狩猟免許制度について普及啓発を行います。

重点項目	実施時期											実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
鳥獣捕獲制度	←	→				←	→						広報誌 ラジオ放送	県民 鳥獣販売業者 獣医師団体
飼養制度、かすみ網の所持規制	←	→				←	→						ポスター、パンフレット、広報誌、ラジオ	県民 鳥獣販売業者 獣医師団体
狩猟に関する法令・マナーの遵守			←									→	講習会、登録説明会、登録配付資料、ラジオ	狩猟者
狩猟免許制度	←											→	パンフレット、指導者養成研修	農林業団体

※この表に掲げるほか、年間を通じてホームページによる普及啓発を行います。

( I - 第 3 - 3 「狩猟・捕獲従事者の育成確保」、4 「狩猟の適正化と事故防止」、12 「鳥獣の飼養の適正化」 参照)

## 用語解説

用語解説の説明中に使われている語句で、別の項に解説を掲載しているものには\*を付した。また、関連する語句がある場合、説明の最後に括弧を付けて示した。

### 【あ】

愛がん飼養（あいがんしょう）：個人の楽しみのために、鳥獣\*をペットとして飼うこと。

愛鳥週間（あいちょうしゅうかん）：野鳥を通して自然保護の大切さを知り、広めていく週間。  
毎年 5 月 10 日 から 5 月 16 日 まで。

網猟免許（あみりょうめんきょ）：網を用いた狩猟ができる狩猟免許\*の一種。（→わな猟免許）

網わな猟免許（あみわなりょうめんきょ）：狩猟免許\*のうち、網もしくはわなを用いて狩猟することができる免許。制度の改正により平成 19 年度以降は網猟免許\*とわな猟免許\*に分割されている。

アンブレラ種（あんぶれらしゅ）：生態系の頂点に立ち、その種を保護すれば生態系全体が保護されると考えられる種（イヌワシ、ツキノワグマなど）。

### 【い】

一斉追払い（いっせいおいはらい）：カワウなどの加害鳥獣を加害場所から追い払う際に、広域的に連携して同時に行うこと。各地域が単独で散発的に行うよりも高い効果が期待され、地域全体の被害防除を図ることができる。

遺伝的劣化（いでんてきれっか）：少数の集団の交配を重ねることにより、劣勢の遺伝子が現れてしまうこと。身体的な障害や、疾病の原因となる。

胃内容物（いないようぶつ）：捕獲個体の胃袋の中身。含まれているものの種類を調べることで、何を食べていたかがわかる。

### 【え】

栄養状態（えいようじょうたい）：各個体の脂肪蓄積の度合い。栄養状態が悪いと、餌の少ない冬などに餓死するおそれが高くなる。腎臓の周りの脂肪量や、大腿骨の骨髓内の脂肪量などで判定する。

### 【か】

外来種（がいらいしゅ）：海外から人為的に持ち込まれた生物。広義には、国内の他の地域から持ち込まれた生物も含む。

外来生物法（がいらいせいぶつほう）：正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えると考えられる外来種\*を特定外来生物として指定し、飼育・運搬・販売等を規制する法律。鳥獣ではアライグマや台湾リスなどが指定されている。

外来鳥獣（がいらいちょうじゅう）：外来種\*のうち、鳥獣のみを指す。

学習放獣（がくしゅうほうじゅう）：里山などに出没し農作物に被害を及ぼしたために生体捕獲されたツキノワグマに対し、刺激性のあるトウガラシプレーや爆竹などを用いて、人間を怖い存在として学習させたいうえで放獣すること。

囲いわな（かこいわな）：獣を捕獲するためのわなの一種。獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が閉まることにより、閉じ込めて捕獲する。箱わな\*に似ているが、天井部分がない。

関東カワウ広域協議会（かんとうかわうこういききょうぎかい）：広域的に移動するカワウの保護管理対策を図るため、関東地方を中心とした 11 都県（福島県、茨城県、栃木県、群馬

県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県）と環境省、水産庁、国土交通省によって構成される協議会。平成 17 年度に策定した広域保護管理指針に基づき、統一手法によるモニタリングや被害対策などの情報交換、一斉追払い\*実施のための調整などを行っている。（→栃木県カワウ保護管理指針）

## 【き】

危険猟法（きけんりょうほう）：鳥獣保護法\*により実施が禁止されている狩猟方法。爆発物、劇薬、毒薬を使用する方法、落とし穴など危険なわなを使用する方法がある。有害鳥獣の捕獲などで危険猟法による捕獲をしようとする場合、環境大臣の許可を得なくてはならない。（→使用禁止猟具、法定猟法）

希少種（きしょうしゅ）：イヌワシやクマタカのように、生息環境の悪化や過剰捕獲などによって個体数が少なくなり、絶滅のおそれのある種。

希少鳥獣（きしょうちょうじゅう）：希少種\*のうち、鳥獣のみを指す。

希少鳥獣生息地（きしょうちょうじゅうせいそくち）：環境大臣が鳥獣保護法\*に従い定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において規定される、鳥獣保護区\*の指定区分のひとつ。希少種\*の保護上必要と考えられる地域を指定する保護区。（→集団渡来地、森林鳥獣生息地、身近な鳥獣生息地）

休猟区（きゅうりょうく）：減少した狩猟鳥獣の増加を図るため、期間を定めて狩猟による捕獲を禁止する区域。（→特例休猟区）

## 【く】

空気銃（くうきじゅう）：空気やガスの圧力を利用して弾丸を発射する銃器。（→ライフル銃、散弾銃）

区画法（くかくほう）：個体数調査法のひとつ。調査対象動物の生息地をいくつかの区画に区分し、各区画に調査員を配置して一斉にカウント調査を行う方法。

くくりわな（くくりわな）：鳥獣の通り道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、鳥獣の足や体をくくり捕まえるわな。

## 【け】

県民の森管理事務所（けんみんのもりかんりじむしょ）：矢板市にある県の出先機関。鳥獣課には研究職員が配属されており、野生鳥獣に関わる試験研究や傷病鳥獣\*の救護を行っている。

## 【こ】

広域捕獲隊（こういきほかくたい）：高齢化による狩猟者の減少傾向と、地域ごとの狩猟者の偏りに対応するため、(社)栃木県猟友会において組織された捕獲隊。市町からの依頼に基づき、隊員の居住する市町にかかわらず、広域で派遣する体制としている。

口蹄疫（こうていえき）：豚、牛、山羊、羊のほか、シカやイノシシなどが感染する口蹄疫ウイルスによる感染症。

高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりいんふるえんざ）：インフルエンザウイルス感染による家きん類の病気のうち、鶏、七面鳥などに特に高い死亡率をもたらす病気を指す。人獣共通感染症\*のひとつ。海外では人の死亡例が報告されている。

個体数調整（こたいすうちょうせい）：特定鳥獣保護管理計画に基づいて計画的に実施する捕獲。（→有害鳥獣捕獲）

誤認保護（ごにんほご）：巣立ち直後でうまく飛べない雛や、藪の中に隠れているだけの仔ジカなどを、怪我や病気と判断して誤って保護してしまうこと。

## 【さ】

- 錯誤捕獲（さくごほかく）：目的外の鳥獣を捕獲してしまうこと。代表例として、イノシシ用のわなにツキノワグマが捕獲されてしまうことがある。
- 里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム（さとやまやせいちょうじゅうかんりぎじゅつしゃようせいぶるぐらむ）：地域において、鳥獣の生態を踏まえたうえでの効果的な被害対策や、効率的な管理手法などを指導できる対策専門家を養成するため、宇都宮大学と連携し、平成21年度より実施しているカリキュラム制のプログラム。（→鳥獣管理士）
- 里山林整備（さとやまりんせいび）：人手が加えられなくなるにより荒廃した里山林を、整備すること。本県においてはとちぎの元気な森づくり県民税\*を活用した事業のひとつとして、野生獣被害軽減のための緩衝帯整備等を行っている。
- 散弾銃（さんだんじゅう）：粒状の複数の散弾や一粒の弾丸（スラッグ弾）などを発射する近射用の銃器。（→ライフル銃、空気銃）

## 【し】

- 自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）：自然環境保全法第4条に基づき、全国の自然環境の現況及び改変状況を把握し、施策の基礎資料とするため、環境省が5年毎に実施している調査。「緑の国勢調査」と呼ばれ、結果は公表される。
- 指定獣医師（していじゅういし）：傷病鳥獣救護個体の受け入れ先として指定されている獣医師。県から傷病鳥獣診療事業の委託を受けた獣医師会が指定する。
- 指定猟法禁止区域（していりょうほうきんしくいき）：鳥獣を保護するうえで重大な支障を及ぼすおそれがあるとして、ある特定の猟法による捕獲を禁止する区域。栃木県では、鬼怒川や渡良瀬川の流域に、鉛散弾の使用を禁止する区域を設定している。（→特定猟具使用禁止区域）
- 司法警察員（しほうけいさついん）：刑事訴訟法に規定された司法警察活動（犯罪の捜査や検察官への送致等）を行う権限を有する。鳥獣の保護又は狩猟に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員で、都道府県知事が地方検察庁検事正と協議して指名した者。鳥獣保護法又は同法の規定に基づく命令に違反する罪について刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う。
- 獣害対策推進会議（じゅうがいたいさくすいしんかいぎ）：県庁各部（県民文化部、環境森林部、農政部、県土整備部、教育委員会）の関係課により構成し、出先機関の職員や市町村等の有する野生獣出没情報の体系的な収集、取りまとめを行い、各種対策に活用する。
- 獣害対策モデル地区（じゅうがいたいさくもでるちく）：被害地域の住民と行政、対策専門家が協力して、地域ぐるみでの対策を行うこと目的として、集落学習会や集落点検、点検結果に基づく対策等を実施している地区。
- 就罫（しゅうじ）：集団で夜間を過ごす場所である罫（ねぐら）に居ること。罫を作るのは、カワウ以外にムクドリやカラス類などが知られている。
- 集団渡来地（しゅうだんとらいち）：環境大臣が鳥獣保護法\*に従い定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において規定される、鳥獣保護区\*の指定区分のひとつ。集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来地を指定する保護区。（→希少鳥獣生息地、森林鳥獣生息地、身近な鳥獣生息地）
- 狩猟（しゅりょう）：鳥獣保護法\*で定められた猟具を使用して、狩猟期間\*に狩猟鳥獣\*を捕獲すること。狩猟免許\*を取得したうえで、狩猟者登録\*を受ける必要がある。
- 狩猟カレンダー（しゅりょうかれんだー）：狩猟者がいつ、どこに入猟して、何頭目撃し何頭捕れたかを記録する調査表。対象動物の捕れやすさ（＝生息数の多さ）を推定する手がかりとなる。
- 狩猟期間（しゅりょうきかん）：栃木県の場合、11月15日から翌年2月15日まで。一部地域においては、ニホンジカ・イノシシの捕獲に限り、始期及び終期が延長されている。
- 狩猟者登録（しゅりょうしゃとうろく）：狩猟を行おうとする都道府県ごとに毎年受けなければならない登録。資格要件を満たせば、手数料と狩猟税\*を支払うことで取得できる。（→

狩猟免許)

狩猟税(しゅりょうぜい) : 狩猟者登録\*を受ける際に支払う税金。

狩猟鳥獣(しゅりょうちょうじゅう) : 日本に生息する鳥獣のうち、鳥獣保護法\*によって狩猟の対象と定められている鳥獣。鳥類はマガモ、キジバトなど 29 種、獣類はタヌキ、イノシシなど 20 種。アライグマやタイワンリスなどの外来鳥獣も含まれている。ニホンザルは狩猟鳥獣ではない。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域(しゅりょうちょうじゅうほかくきんしくいき) : 鳥獣保護区\*は狩猟鳥獣\*全ての捕獲が禁止されているのに対し、シカとイノシシ以外の狩猟鳥獣\*の捕獲が禁止されている区域。農林業被害を発生させているシカとイノシシの捕獲を促進しつつも、その他の狩猟鳥獣\*の保護を図ることを目的としている。

狩猟免許(しゅりょうめんきょ) : 狩猟をするための免許。使用できる猟具により、網猟免許\*、わな猟免許\*、第一種銃猟免許\*、第二種銃猟免許\*に分けられる。3 年更新。(→狩猟者登録)

準絶滅危惧(じゅんぜつめつきぐ) : レッドリスト\*での分類のひとつ。現時点での絶滅危険度は小さいが、状況の変化によっては絶滅危惧種に移行する要素を有する種の区分名。(→絶滅危惧、要注目)

使用禁止猟具(しょうきんしりょうぐ) : 鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすとして、販売や使用、捕獲を目的とした所持が法律によって禁止されている猟具。かすみ網が該当する。(→危険猟法、法定猟法)

飼養鳥獣の譲受けの届出(しょうちょうじゅうのゆずりうけのとどけで) : 飼養登録\*を受けた鳥獣を譲り受ける際に行わなくてはならない届出。

飼養登録(しょうとうろく) : 有害鳥獣捕獲\*などの許可により捕獲した鳥獣のうち、狩猟鳥獣\*以外の鳥獣を生きのまま飼養しようとする場合に必要な登録。(→飼養鳥獣の譲受けの届出)

傷病鳥獣(しょうびょうちょうじゅう) : 人間に関わる何らかの原因で負傷したり、病気に罹ったりした鳥獣。車両や建物への衝突や、鉛汚染\*などが考えられる。

傷病鳥獣救護ボランティア制度(しょうびょうちょうじゅうきゅうごぼらんていあせいど) : 傷病鳥獣救護事業を行ううえで、県が実施しているボランティア制度。傷病鳥獣\*を自宅で預かる飼養ボランティアと、救護施設である県民の森管理事務所での給餌や清掃等を手伝うサポートボランティアがある。

人獣共通感染症(じんじゅうきょうつうかんせんしょう) : ペットや野生鳥獣などの動物から人に感染する病気の総称。狂犬病や高病原性鳥インフルエンザ\*など。

森林鳥獣生息地(しんりんちょうじゅうせいそくち) : 環境大臣が鳥獣保護法\*に従い定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において規定される、鳥獣保護区\*の指定区分のひとつ。森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定する保護区。(→希少鳥獣生息地、集団渡来地、身近な鳥獣生息地)

## 【せ】

生物多様性とちぎ戦略(せいぶつたようせいとちぎせんりやく) : 生物多様性に関する基本理念や目標を示し、県民をはじめとする様々な主体と協働して、地域からの取組の更なる推進を図るため、平成 22 年度に策定した戦略。生物多様性基本法に定める生物多様性地域戦略として策定。

絶滅危惧(ぜつめつきぐ) : レッドリスト\*での分類のひとつ。絶滅の危機に瀕している、もしくは絶滅の危険が増大している種の区分名。栃木県版レッドリストにおいてはさらに、絶滅の危険性が高い順に、絶滅危惧Ⅰ類と絶滅危惧Ⅱ類に分類している。(→準絶滅危惧、要注目)

センサーカメラ(せんさーかめら) : 赤外線センサーにより動物が通ると自動的にシャッターがおりる仕組みのカメラ。



【た】

- 第一種銃猟免許（だいいっしゅじゅうりょうめんきょ）：火薬を使った銃（ライフル銃\*や散弾銃\*）による捕獲ができる狩猟免許\*の一種。（→第二種銃猟免許）
- 対象鳥獣捕獲員（たいしょうちょうじゅうほかくいん）：鳥獣被害防止特措法\*に定める鳥獣被害対策実施隊\*の隊員のうち、主に捕獲に従事することが見込まれる者。該当者には狩猟税の軽減措置がある。（→鳥獣被害対策実施隊）
- 対処捕獲（たいしょほかく）：被害が発生した後、その被害対策として行う有害鳥獣捕獲\*の一種。（→予察捕獲）
- 第二種銃猟免許（だいにしゅじゅうりょうめんきょ）：空気銃による捕獲ができる狩猟免許\*の一種。（→第一種銃猟免許）

【ち】

- 地域個体群（ちいきこたいぐん）：地形や植生などの自然条件、及び土地利用・道路などの構造物により生息域が隔離されたある一定の地域に生息する同じ種類の鳥獣の集まり。
- 鳥獣（ちょうじゅう）：野生に生息する鳥類及び哺乳類に属する動物。ノライヌ、ノラネコは含まれない。
- 鳥獣管理士（ちょうじゅうかんりし）：里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム\*を修了した者から、鳥獣管理技術協会（会長：宇都宮大学教授）が認定する資格。
- 鳥獣被害対策実施隊（ちょうじゅうひがいたいさくじっしたい）：鳥獣被害防止特措法\*に基づき、市町村が被害防止計画\*に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するために設置することができる組織。隊員は市町村長が任命する必要がある。（→対象鳥獣捕獲員）
- 鳥獣被害防止特措法（ちょうじゅうひがいぼうしとくそほう）：正式名称「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」。市町村が定める被害防止計画\*や、国等が行う各種支援措置などについて定めた法律。
- 鳥獣保護員（ちょうじゅうほごいん）：狩猟の取締りや鳥獣保護区等の監視を行うために配置されている、都道府県の非常勤職員。近年は、野生鳥獣保護管理の全般を担う人材としても期待されている。
- 鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）：鳥獣の保護を図るため、期間を定めて狩猟を禁止する区域。
- 鳥獣保護法（ちょうじゅうほごほう）：正式名称「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」。鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区\*、捕獲許可、狩猟免許\*、狩猟登録\*などに関する制度について定めた法律。

【て】

- 定点法（ていてんほう）：個体数調査法のひとつ。広い範囲を見渡せる位置において、長時間動物のカウントを行う手法。

【と】

- 動物の愛護及び管理に関する法律（どうぶつのあいごおよびかんりにかんするほうりつ）：動物の飼育の仕方などについて規定されている。動物の種類によっては飼育施設の構造が定められているとともに、知事に対して飼育の届出をしなければならないとされている。ツキノワグマやニホンザルなどが該当する。
- 特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）：外来生物法\*で指定される生物で、法規制の対象となる外来種。
- 特定鳥獣保護管理計画（とくていちょうじゅうほごかんりけいかく）：著しく数が減少して絶滅のおそれがある鳥獣、又は、増えすぎたために農林水産業被害や生態系のかく乱、生息環境の悪化を招いている鳥獣について、科学的な知見に基づき計画的な対策を実施するために、都道府県が鳥獣保護法\*に基づいて策定する計画。

- 特定鳥獣保護管理地域計画（とくていちょうじゅうほごかんりちいきけいかく）：特定鳥獣保護管理計画\*に基づく対策を実施していくために、市町が地域の実情を踏まえうえで作成する計画。栃木県で要領を定め、実施している計画。（→被害防止計画）
- 特定猟具使用禁止区域（とくていりょうぐしようきんしくいき）：狩猟による事故の防止を図るため、特定の猟具を用いた狩猟を禁止する区域。これまでは銃猟禁止区域として銃器の使用を禁止する制度のみであったが、平成 19 年度から法律改正により区域の名称が変わるとともに、わなの使用も禁止することが可能となった。（→指定猟法禁止区域）
- 特例休猟区（とくれいきゅうりょうく）：特定鳥獣保護管理計画\*の区域内にある休猟区\*のうち、農林業等の被害防止のために計画対象鳥獣のみを狩猟することができることとした区域。
- 栃木県カワウ保護管理指針（とちぎけんかわうほごかんりししん）：カワウの保護管理を実施していくために、関東カワウ協議会\*が作成した広域保護管理指針に基づいて栃木県が作成した指針。特定鳥獣保護管理計画\*に準じて作成している。（→関東カワウ広域協議会）
- とちぎ県政出前講座（とちぎけんせいだまえこうざ）：県職員が直接出向いて、県の施策について説明を行う事業。
- 栃木県鳥獣被害防止対策連絡会議（とちぎけんちょうじゅうひがいぼうしたいさくれんらくかいぎ）：県庁環境森林部、農政部の関係課により構成し、市町村より協議を受けた被害防止計画の検討を行う。
- 栃木県版レッドデータブック（とちぎけんばんれっどでーたぶっく）：正式名称「レッドデータブックとちぎ\*」。栃木県が平成 17 年度に作成したレッドデータブック\*。レッドデータブックとちぎの項参照。
- 栃木県版レッドリスト（とちぎけんばんれっどりすと）：レッドリストの項参照。
- 栃木県野生鳥獣捕獲・飼養連絡協議会（とちぎけんやせいちょうじゅうほかく・しょうれんらくきょうぎかい）：野生鳥獣の適正な捕獲・飼養を推進するため、関係機関が方針の策定や情報共有、連絡調整を図ることを目的として設置している協議会。特に密猟対策、違法飼養対策を中心として活動している。
- とちぎの元気な森づくり県民税（とちぎのげんきなもりづくりけんみんぜい）：森林を県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成 20 年 4 月から導入された県税。（→里山林整備）
- 止め刺し（とめさし）：わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために、とどめを刺すこと。
- ドラム缶型わな（どらむかんがたわな）：ツキノワグマの捕獲に用いられるドラム缶をつないで作成したわな。捕獲個体の爪や牙を傷めにくいという利点がある。

## 【な】

- 鉛汚染（なまりおせん）：野生鳥獣が、狩猟によって野外に放出された鉛散弾を摂取することにより引き起こされる体の汚染。鉛中毒\*とも言う。激しい下痢を引き起こすほか、内臓や筋肉が萎縮し、食物が消化できなくなってしまう。
- 鉛中毒（なまりちゅうどく）：鉛汚染の項参照。

## 【は】

- 箱わな（はこわな）：箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が自動的に閉まることにより、獣を閉じ込めて捕獲するわな。
- 販売許可証（はんばいきよかしょう）：販売禁止鳥獣\*を販売しようとするときに、交付を受ける許可証。
- 販売禁止鳥獣（はんばいきんしちょうじゅう）：販売することによってその保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして、鳥獣保護法\*で定められた鳥獣。ヤマドリが該当する。販売する際には、許可を得なくてはならない。

## 【ひ】

被害防止計画（ひがいぼうしけいかく）：鳥獣被害防止特措法\*に基づき、市町村が作成する計画。被害の軽減目標や具体的な被害防止対策の内容などを記載する。栃木県においては、特定鳥獣保護管理地域計画\*の様式が被害防止計画の様式も兼ねている。（→特定鳥獣保護管理地域計画）

## 【ほ】

放射性物質（ほうしゃせいぶっしつ）：放射線を出す能力（放射能）を有する物質の総称。ヨウ素やセシウムなど。

防除実施計画（ぼうじょじっしけいかく）：地方公共団体が外来生物法\*に基づき作成する計画。特定外来生物\*の防除を行う区域や期間、捕獲その他の防除の内容などについて記載する。

放鳥（ほうちょう）：狩猟鳥の保護・増殖を図るため、人工増殖した個体を野外に放つこと。

法定猟法（ほうていりょうほう）：鳥獣保護法\*により、その使用について規定されている狩猟方法。銃器、網、わながある。（→危険猟法、使用禁止猟具）

保護管理（ほごかんり）：鳥獣の生息地、個体、被害を管理することにより、対象とする地域個体群\*の存続や保全、人間とのあつれきの解消を目標とする施策。

## 【み】

身近な鳥獣生息地（みじかなちょうじゅうせいそくち）：環境大臣が鳥獣保護法\*に従い定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において規定される、鳥獣保護区\*の指定区分のひとつ。市街地及びその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保するため、若しくは環境教育の場を確保するために指定する保護区。（→希少鳥獣生息地、集団渡来地、森林鳥獣生息地）

## 【も】

猛禽類（もうきんるい）：鋭い爪とくちばしを持ち、他の動物を捕食する習性のある鳥類の総称。ワシやタカの仲間、フクロウなどが代表的。

## 【や】

野生鳥獣保護管理連絡調整会議（やせいちょうじゅうほごかんりれんらくちょうせいかいぎ）：野生鳥獣の保護管理に関する計画や方針について、関係機関の合意形成を図ることを目的として設置されている機関。下部組織として、動物種ごとに担当者レベルでの協議を行う作業部会、専門家の意見を伺う専門部会、利害関係者の意見を伺う意見交換会がある。

## 【ゆ】

有害鳥獣捕獲（ゆうがいちょうじゅうほかく）：鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が発生しているか、又はそのおそれがある場合に、法律に基づく許可を得て実施する捕獲。その目的によって、予察捕獲\*と対処捕獲\*に区分できる。

## 【よ】

要注目（ようちゅうもく）：レッドリスト\*での分類のひとつ。保護上留意すべき種、又は特徴ある生息・生育環境等により注目すべき種の区分名。（→絶滅危惧、準絶滅危惧）

予察表（よさつひょう）：事前に被害の発生を予測し、計画的かつ効果的な被害防止対策につなげることを目的として作成する表。主な被害物、被害発生時期、発生地域などを記載する。（→予察捕獲）

予察捕獲（よさつほかく）：被害発生前に行う有害鳥獣捕獲\*の一種。予察表\*を踏まえたうえで、計画的に行う。捕獲と同時に、威嚇や追払い効果が期待できる種を対象とする。（→対処捕獲）

【ら】

ライフル銃（らいふるじゅう）：銃身の内部にライフリング（らせん状の溝）が刻まれている遠射用の銃器。（→散弾銃、空気銃）

ラインセンサス（らいんせんさす）：一定のラインに沿って観察される動物を調査する手法。

ラムサール条約（らむさーるじょうやく）：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全、湿地の適正な利用を目的に 1971 年にイランのラムサールで締結された条約。

【り】

猟区（りょうく）：管理者が狩猟者数の制限や放鳥獣などを行う区域。平成 23 年現在、栃木県には存在しない。

猟友会（りょうゆうかい）：狩猟者のための任意団体。会員に対する情報の提供や、狩猟に関する手続きの補助などを行っているほか、有害鳥獣の捕獲など鳥獣行政に積極的に協力している。

【れ】

レッドデータブック（れっどでーたぶっく）：レッドリスト\*に基づき、その生息状況等を冊子にまとめたもの。環境省や各都道府県などが作成している。

レッドデータブックとちぎ（れっどでーたぶっくとちぎ）：栃木県において平成 16 年度に作成したレッドリスト\*に基づき、平成 17 年度に作成したレッドデータブック\*。

レッドリスト（れっどりすと）：絶滅のおそれのある動植物のリスト。環境省や各都道府県などが作成している。栃木県では平成 16 年度に初めて作成し、その後平成 22 年度に見直しを行っている。

【わ】

わな猟免許（わなりょうめんきょ）：わなを用いた狩猟ができる狩猟免許\*の一種。（→網猟免許）